

令和7年第3回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和7年3月25日（火）午前10時30分

2 場 所 朝霞市役所 502会議室

3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	小島孝之
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原ミツエ
学校教育部参事兼教育管理課長	小石川知治
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育指導課長	横瀬修克
学校給食課長	長谷修
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔
学校給食課管理係長	田中直樹
学校給食課給食係長	佐々木美江子

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) その 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり
別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

①いじめに関する調査結果について

(当日配付)

②専決処理について(朝霞市立小・中学校職員の人事の内申について)

(当日配付)

③令和6年度朝霞市就学支援委員会に関する答申について

④第25回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて

⑤令和6年度第47回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について

⑥令和6年度なかよし発表会、なかよし作品展について

⑦令和6年度第2回朝霞市学校給食運営審議会について

⑧令和6年度生涯学習体験教室について

⑨令和6年度第3回朝霞市社会教育委員会議について

⑩市民スポーツ教室「ボッチャ」について

⑪第6回梅香るおごせハイキング大会について

⑫令和6年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について

⑬令和6年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について

⑭令和6年度第2回朝霞市博物館協議会について

⑮令和6年度第2回朝霞市公民館運営審議会について

⑯令和6年度第2回朝霞市図書館協議会について

⑰第6次朝霞市総合計画について

⑱令和6年度放課後子ども教室事業について

◎ 提出議案

議案第16号 朝霞市教育委員会職員の人事について

(当日配付)

議案第17号 朝霞市学校運営協議会委員の解任及び任命について

(当日配付)

議案第18号 朝霞市小、中学校事務の共同実施に係る代表者等の指名について

(当日配付)

議案第19号 「朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準」の策定について

議案第20号 「朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱」の策定について

議案第21号 令和7年度朝霞市教育委員会重点施策について

議案第22号 朝霞市学校給食運営審議会への諮問について

議案第23号 教職員の指導措置について

(当日配付)

教育長月間行事（令和7年2月） 実績

日	曜	時 間	行 事 等
2	日	8:40	朝霞地区四市テニス大会
2	日	9:00	朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバル
3～7	月～金		年休
12	水	14:00	第7回南部教育長会議教育長協議会
13	木	15:15	時年休（2時間）
19	水	14:15	時年休（3時間）
28	金	8:30	時年休（2時間）

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和7年4月） 予定

日	曜	時 間	行 事 等
2	水	15:00	朝霞地区教育長等顔合わせ会
4	金	14:00	埼玉県都市教育長協議会第1回役員会
11	金	14:30	令和7年度埼玉県都市教育長協議会総会、情報交換会、歓送迎会
12	土	10:00	交通安全標語表彰式
13	日	10:00	令和7年度朝霞市文化協会定期総会
15	火	13:00	第1回市町村教育委員会教育長研究協議会
17	木	14:00	第1回南部教育長会議及び南部教育長会総会
23	水	14:00	朝霞地区教育委員会連合会定期総会
27	日	12:00	朝霞市民謡連盟発表会

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

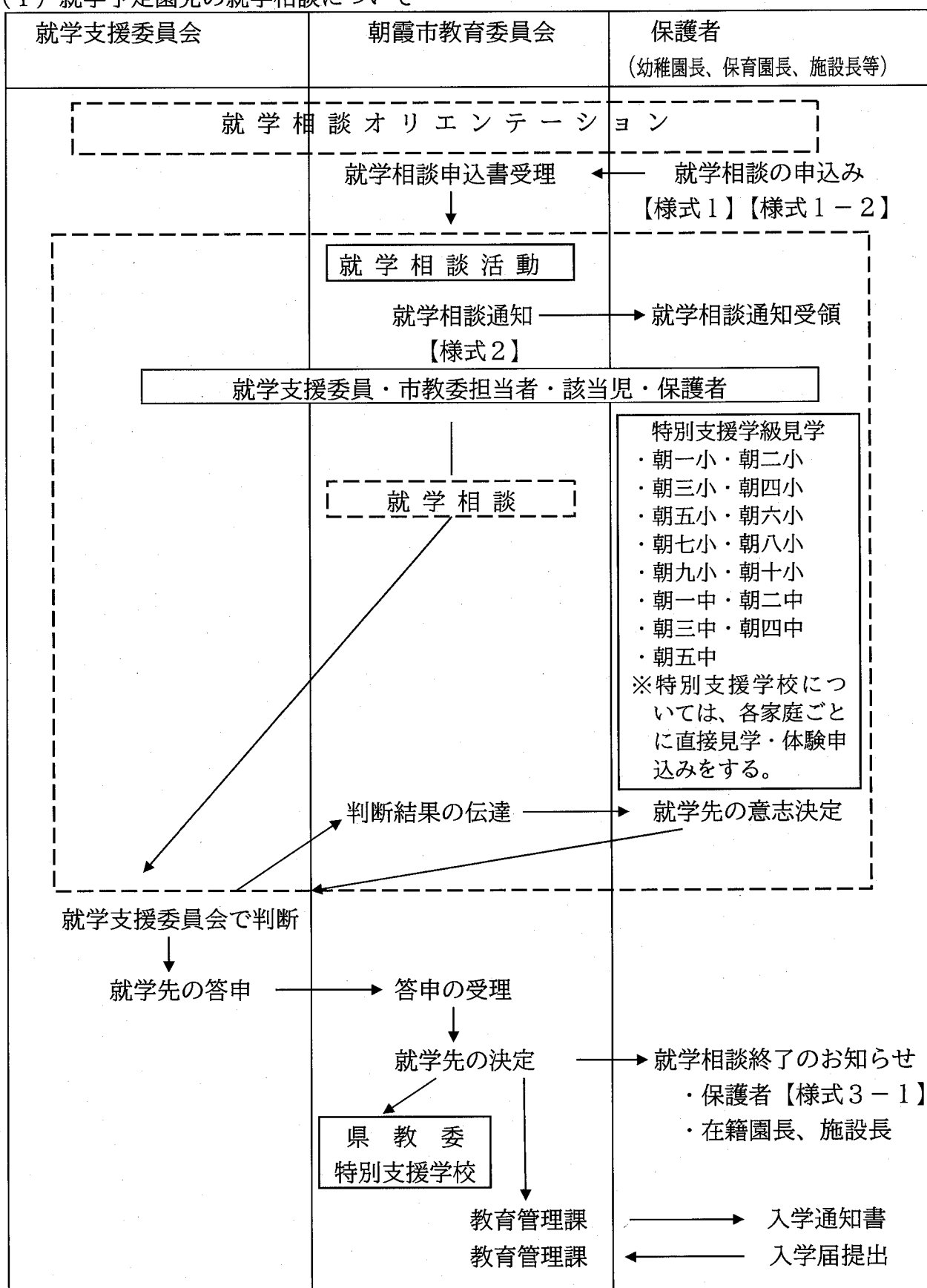
教育長報告事項

令和6年度 朝霞市就学支援委員会に関する答申について

令和6年度の就学相談申込者 135件			
	判 断		就学・転学先
新就学児 103件	通常学級	41件	通常学級 41件
	特別支援学級（知）	25件	特別支援学級（知） 21件
			通常学級 2件
			特別支援学校（知） 2件
	特別支援学級（自・情）	18件	特別支援学級（自・情） 14件
			通常学級 4件
	特別支援学校（知）	7件	特別支援学校（知） 5件
			特別支援学級（知） 2件
	特別支援学校（肢体）	4件	特別支援学校（肢体） 4件
新中1 5件	相談のみ	7件	
	取り下げ	1件	
	通常学級	1件	通常学級 1件
	特別支援学級（知）	1件	特別支援学級（知） 0件
			通常学級 1件
	特別支援学級（自・情）	0件	特別支援学級（自・情） 0件
	特別支援学級（難聴）	0件	特別支援学級（難聴） 0件
	特別支援学校（知）	0件	特別支援学校（知） 0件
教育形態変更 27件	特別支援学校（肢体）	0件	特別支援学校（肢体） 0件
	相談のみ	1件	
	取り下げ	2件	
	通常学級	0件	通常学級 0件
	特別支援学級（知）	9件	特別支援学級（知） 9件
	特別支援学級（自・情）	14件	特別支援学級（自・情） 14件
	特別支援学校（知）	1件	特別支援学校（知） 0件
			特別支援学級（知） 1件
	相談のみ	2件	
	保留（継続）	1件	

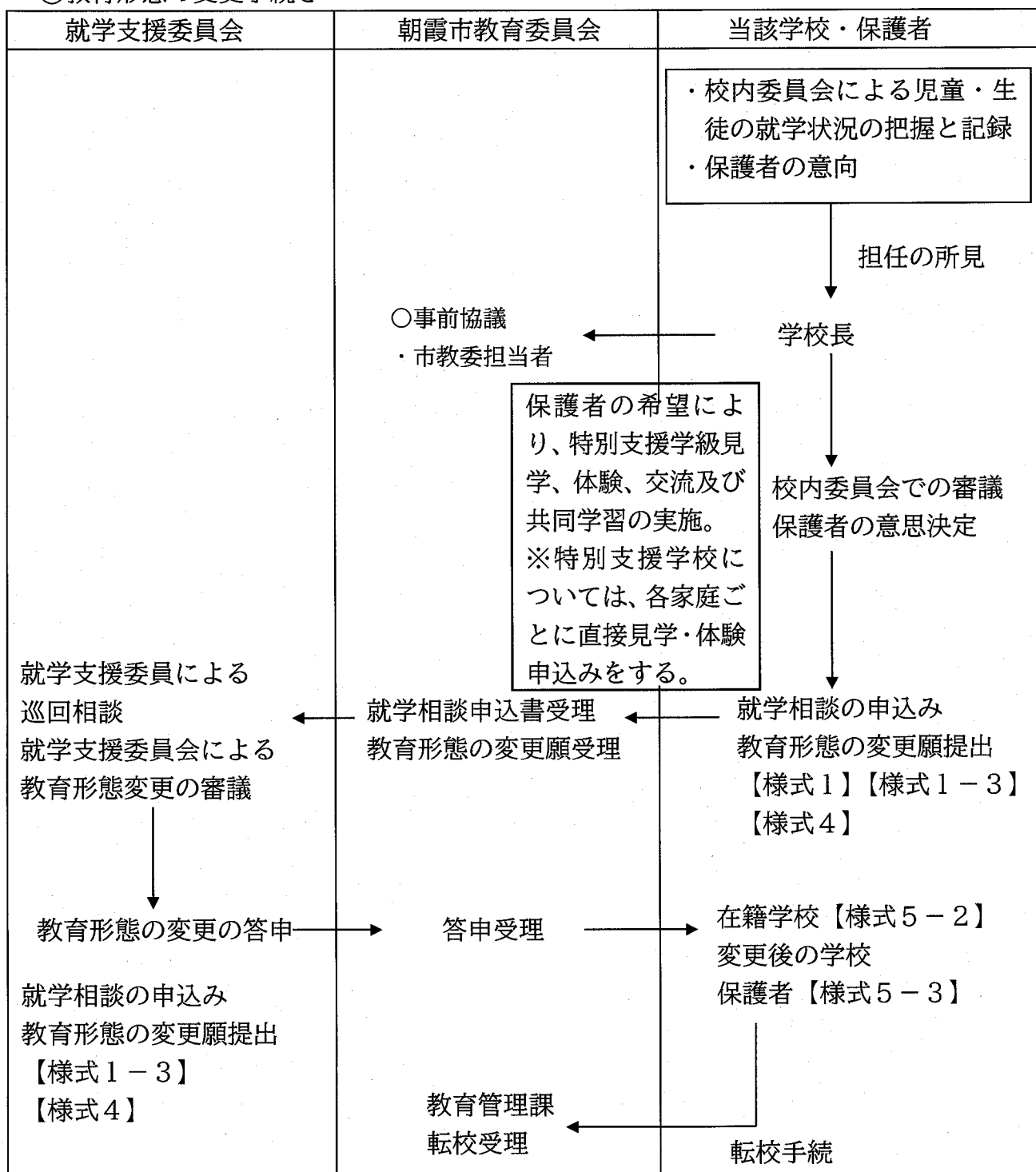
2 朝霞市就学支援委員会の実施手順

(1) 就学予定園児の就学相談について



(2) 教育形態の変更及び中学校進学に係る就学相談について

①教育形態の変更手続き



②中学校進学に係る手続き

※小学校特別支援学級から中学校特別支援学級へ進学する際には、就学相談を省略することができる。ただし、体験・見学は、市教委を通して実施すること。また、通常学級から特別支援学級、特別支援学級から特別支援学校等、教育形態を変更して進学する際は、上記の流れと同様に、就学相談を実施する。

教育長報告事項

第25回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバルについて

- 1 日 時 令和7年2月2日(日) 午前10時～午後4時
- 2 会 場 ゆめばれす(朝霞市民会館) 大ホール
- 3 主 催 朝霞市教育委員会
- 4 内 容 午前10時00分～午前10時15分 開会セレモニー
午前10時20分～午後3時40分 各団体の演奏
午後3時40分～午後4時00分 合同演奏

5 出演団体(出演順)及び人数

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 埼玉県南西部消防音楽隊 | 19人 |
| ② 朝霞第三中学校 吹奏楽部 | 26人 |
| ③ 彩夏交響吹奏楽団 | 30人 |
| ④ 朝霞西高等学校 音楽部 | 40人 |
| ⑤ ジャグラーズ ウィンド オーケストラ | 20人 |
| ⑥ 朝霞第四中学校 吹奏楽部 | 36人 |
| ⑦ 朝霞第五中学校 吹奏楽部 | 26人 |
| ⑧ 東洋大学 吹奏楽研究部 | 50人 |
| ⑨ 朝霞第二中学校 吹奏楽部 | 33人 |
| ⑩ 朝霞市民吹奏楽団 | 47人 |
| ⑪ 朝霞高等学校 吹奏楽部 | 40人 |
| ⑫ 朝霞第一中学校 吹奏楽部 | 50人 |
| ⑬ 合同演奏 | (328人) |

◎出演12団体

合計 417人

- 6 入場者数 583人(内 来賓12人) ※パンフレット残部による集計

7 成果と課題

今年度は、市内中学校5校、高等学校2校、大学1校、社会人4団体、合わせて12団体が参加し、盛大なイベントとして、開催することができました。どの出演団体も、練習の成果や思いが伝わってくる演奏と工夫のある演出で、素晴らしい演奏会となりました。合同演奏は、9団体が出演し、総勢320名超の迫力ある演奏となり、出演者と観客が一体となって盛り上がりしました。出演団体からも、市民の方々からも、喜びの声をいただくことができました。

フェスティバル開催に向け、令和6年7月に実行委員会を立ち上げ、当日までの業務を分担し、準備を進めてきました。実行委員の中から準備委員会を組織し、具体的な内容を分担し、円滑な運営が行われました。今後も実行委員が主体となって、準備・運営等を進める形で実施できるように計画してまいります。

課題としましては、市内の行事(北朝霞どんぶり王選手権等)と日程が重なったことが挙げられます。来年度予約している市民会館の日程は今年度と同様であるため、再来年度の日程について、実行委員会で協議をし、配慮してまいります。

教育長報告事項

令和6年度第47回朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会について

- 1 日 時 令和7年 2月8日(土) 午前9時から午後4時
2月9日(日) 午前9時から午後4時
- 2 会 場 朝霞市コミュニティセンター 1階 展示ギャラリー
- 3 出品点数 小学校 504点
中学校 292点
高等学校 17点 合計 813点 令和5年度 789点
- 4 来場者数 2月 8日(土) 1175 名
2月 9日(日) 1218 名
合計 2,393名

参 考：

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R4	R5
来場者数(人)	1,483	1,865	1,720	1,814	2,071	2,071	2,252

5 評価と反省

2月8日・9日の2日間に渡り、朝霞市小・中・高等学校書きぞめ展覧会が開催されました。作品は、市内小・中・高等学校から813点が出品されました。来場者は総合計で2,393人でございます。家族で来場される人が多く、作品の出来映えを熱心に鑑賞したり、作品の前で記念撮影をしたりする姿が見られました。また、一般の方も多く来場されました。

展示作品には、小・中学校の県展に出品された33点が含まれますが、そのうち県の特選賞に入った作品は9点ございました。

全体として見ますと、練習時間等限られた中で各学校の児童生徒ががんばっている様子が感じられました。

来年度に向けて、学校ごとに展示してあったものを、学年別にする等、展示の方法について検討してまいります。

教育長報告事項

令和6年度なかよし発表会、なかよし作品展について

1 なかよし発表会

- (1) 日 時 令和7年2月13日(木) 午前9時30分～午前11時50分
 (2) 会 場 朝霞市民会館(ゆめぱれす) 大ホール
 (3) 来場者数 保護者等約350人 教育委員会4人 小中学校管理職13人
 市議会議員5人

(4) 事業概要

- ・昨年よりも来場者数が50～60人程度増加した。要因としては、祖父母など両親以外の家族の来場が増えたこと、児童生徒が通っている放課後デイサービスの職員が約30名程度来場したこと等が挙げられる。
- ・各校が様々な工夫を凝らしながら準備を進め、児童生徒の日頃の取組や学習・練習の成果を発表することができた。また、コロナ禍後3回目の開催となったため、教員の経験度が高まり、運営全般についても円滑に進めることができた。

2 なかよし作品展

- (1) 日 時 令和7年2月22日(土)・23日(日) 午前9時30分～午後4時30分
 (2) 会 場 朝霞市コミュニティセンター 展示ギャラリー
 (3) 来場者数 合計623人

一般客人 559人(1日目:276人、2日目:283人)
 教育委員会2人 小中学校管理職15人
 教職員40人(他市教員や特別支援学級補助員等も含む)
 国会議員1人 県議会議員1人 市議会議員5人

(4) 事業概要

- ・特別支援学級の児童生徒が制作した様々な作品が多数展示された。どの作品も工夫を凝らしながら丁寧に作られており、日頃の学習の成果が表れていた。児童生徒の思いや個性が伝わってくる作品が多く、展示方法も学校ごとに工夫され、見応えのある作品展となった。
- ・前日準備は午後3時に開始し、各校の協力により円滑に進めることができた。
- ・来場者数は、昨年度と比べやや減少した(昨年度672人 ▲7.3%)。
- ・来場者については、来賓・学校関係者は受付名簿への記入を行った。一般来場者については受付名簿は作成せず、受付担当者が来場者数を30分毎に記録・集計した。
- ・受付には常に2人が常駐した。

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市学校給食運営審議会について

- 1 日 時 令和7年2月19日（水）午後2時～午後3時22分
- 2 会 場 溝沼学校給食センター 会議室
- 3 出席者 朝霞市学校給食運営審議会委員 12名中10名出席
事務局職員 学校教育部長他7名出席
※傍聴者 1名

4 議 事

議題

- (1) 令和7年度学校給食実施予定日（案）について
- (2) 学校給食用物資納入業者の追加について

報告事項

- (1) 令和6年度「食に関する指導」について
- (2) 学校給食センターの運営について
- (3) 給食賄材料費の支出状況について

5 内 容

議題（1）令和7年度学校給食実施予定日（案）については、令和7年度学校給食実施日として小学校184回、中学校181回とする事務局案を提示し、審議の上、原案のとおり了承されました。

議題（2）学校給食用物資納入業者の追加については、令和7年度から、地場産野菜納入業者1者及び地場産米納入業者1者の計2者が追加される事務局案を提示し、審議の上、原案のとおり了承されました。

報告事項（1）令和6年度「食に関する指導」については、今年度小・中学校で実施した「食に関する指導」の内容などについて報告しました。

報告事項（2）学校給食センターの運営については、「学校給食センター運営に係る庁内検討委員会」で検討している今後の給食センター運営のあり方について、現時点での検討状況を報告しました。

報告事項（3）給食賄材料費の支出状況については、令和6年度賄材料費予算の執行状況について現状を報告するとともに、保護者向けアンケートの内容について報告しました。

令和6年度第2回朝霞市学校給食運営審議会出欠表

令和7年2月19日(水)開催

選出の根拠	氏 名	職業又は所属・職名	出欠
1号委員 (市議会代表)	宮 林 智 美	朝霞市議会議員	○
	高 堀 亮太郎	朝霞市議会議員	○
	獅子倉 晴樹	朝霞市議会議員	○
2号委員 (学校長代表)	宮 腰 高 子	朝霞第二小学校長	○
	三 好 正 浩	朝霞第五小学校長	○
	土 橋 徹 嘉	朝霞第二中学校長	×
	野 口 邦 彦	朝霞第三中学校長	○
3号委員 (保護者代表)	渡 邊 聡	朝霞第一中学校PTA	○
	太 田 剛	朝霞第一小学校父母と先生の会	○
4号委員 (市関係職員)	山 本 眞由美	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当部長	○
5号委員 (知識経験者)	藤 原 艶 子	学校薬剤師	○
	川 又 佐 紀	朝霞保健所管内地域活動栄養士会 えぷろん会員	×

教育長報告事項

令和6年度生涯学習体験教室について

- 1 目的 市民の多様化する学習に対する要求に応えるため、ボランティアバンク登録者が講師となり、講師が持つさまざまな知識や経験、優れた技術や技能を生かして「生涯学習体験教室」を開催し、市民の学習の機会を提供するとともに、ボランティアバンク登録者が講師の体験をすることにより、学びの循環が行われ、もって生涯学習の推進を図ることを目的とする。

2 内容

講座番号	講座名	講師	開催日	延べ参加者数	会場
1	書道のおけいこ(毛筆・硬筆)	堂前 寿草	7月21日(日)、7月28日(日)	20人	産業文化センター
2	幸せな100歳代を目指す人の健康体操	小寺 陽子	8月2日(金)	11人	弁財市民センター
3	幸せな100歳代を目指す人の健康体操	小寺 陽子	8月23日(金)	13人	弁財市民センター
4	カンタン遺言書作成セミナー	彩相続相談所	9月1日(日)	11人	産業文化センター
5	彩霞吟詠会 詩吟教室	彩霞吟詠会	9月4日(水)、9月11日(水)	4人	中央公民館
6	切り絵教室	加藤 三郎	9月9日(月)	8人	膝折市民センター
7	古典和歌の魅力	若松 永暁	9月14日(土)、10月12日(土)、11月2日(土)	26人	中央公民館
8	スマホ教室 2024	大塚 誠	9月17日(火)、9月24日(火)	36人	溝沼市民センター
9	希望が確実に叶う遺言書の作り方	正木 隆雄	9月21日(土)	18人	産業文化センター
10	ヨガ教室	五十嵐 玲子	9月29日(日)	21人	弁財市民センター
11	100歳は夢でない ー老後の生き方を考える	岡野 誠一	10月1日(火)	11人	北朝霞公民館
12	笑い健康法・オキシトシン療法	恩田 邦彦	10月10日(木)	13人	中央公民館
13	カンタン遺言書作成セミナー	彩相続相談所	10月6日(日)	19人	産業文化センター
14	切り絵教室	加藤 三郎	10月7日(月)	8人	膝折市民センター
15	ヨガ教室	五十嵐 玲子	10月20日(日)	17人	弁財市民センター
16	おひとり様とおふたり様の 安心の終活 5つの備え	正木 隆雄	10月26日(土)	18人	産業文化センター
17	きもの着かた教室	宮崎 えり子	11月6日(水)、11月13日(水)	10人	中央公民館
18	笑い健康法・オキシトシン療法	恩田 邦彦	11月7日(木)	4人	中央公民館
19	ヨガ教室	五十嵐 玲子	11月9日(土)	19人	弁財市民センター

20	フラワーセラピー教室 (フラワーボックス)	川池 さえ子	11月15日(金)	9人	根岸台市民センター
21	東洋タロット占い入門	春日 莉央	11月16日(土)、11月23日(土)	27人	産業文化センター
22	ベートーベン「第九」を歌って みよう	吉見 佳晃	11月16日(土)、11月23日(土)	7人	中央公民館
23	科学ワークショップ	石原 正三	11月17日(日)	2人	中央公民館
24	カンタン遺言書作成セミナー	彩相続相談所	12月1日(日)	6人	産業文化センター
25	100歳は夢でない ー老後の生き方を考える	岡野 誠一	12月4日(水)	9人	中央公民館
26	指で描く パステルアート	松田 明子	12月10日(火)	10人	中央公民館
27	書の楽しみ、魅力、こころ ー書の教室	若松 永暁	12月14日(土)、1月18日(土)、 2月8日(土)	28人	中央公民館
28	書き初め教室	鈴木 泰代	1月7日(火)	16人	中央公民館
29	書き初め教室	鈴木 泰代	1月7日(火)	15人	中央公民館
30	オスペリアを歌ってみよう	吉見 佳晃	【中止】1月22日(水)、1月 29日(水)	—	—
31	コーラス体験	コーラスグループ ゆりかご	【中止】1月22日(水)、1月 29日(水)	—	—
32	おひとり様とおふたり様の 安心の終活 5つの備え	正木 隆雄	1月25日(土)	19人	産業文化センター
合計				435人	

(前年度参考全46講座 延べ参加者数 533人)

3 評価及び反省

令和6年度は、7月から2月まで全30講座(中止2講座を除く)を開催しました。

講座の内容につきましては、実行委員会で検討し、音楽、芸術、趣味、教養等の多岐に渡る分野の講座が開設されました。

昨年度に比べ、講座数、参加者数ともに減少し、応募が少なかった等の理由から中止となる講座もありました。しかし、募集定員を大幅に超える講座もあり、アンケートからも「満足だった」との意見を多くいただきました。

今年度開催した各講座の中には、初めての開催となるものもありました。その中の一つである「講座番号2・3 幸せな100歳代を目指す人の健康体操」は多くの応募があり、健康に対する意識が高い世代に興味深い内容であることを伺い知りました。また、この講座終了後のアンケートでは、「時間を増し、講座をもっと聞きたい。」「100歳まで元気に生活できるよう、いろいろ教えてください。」など、来年度以降の講座も期待する意見がありました。その他にも、同じく初めての開催であった「おひとり様とおふたり様の安心の終活 5つの備え」も募集定員を大幅に超える申し込みがあり、市民の学習意欲の高さが伺えました。

一方で、中止となった講座もあり、講座内容や開催日時の見直し、広報の方法など、講座

を開催する上で講師と相談しながら改善を図る必要があります。

今後も、アンケート結果から市民の学習ニーズ等を把握し、多くの方に参加していただけるよう実行委員会で検討し、充実した事業の実施に努めてまいります。

教育長報告事項

令和6年度第3回朝霞市社会教育委員会議について

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 事業名 | 令和6年度第3回朝霞市社会教育委員会議 |
| 2 | 開催日 | 令和7年2月26日(水) |
| 3 | 場所 | 朝霞市役所 401会議室 |
| 4 | 出席数 | 社会教育委員 15人中12人 |
| 5 | 議 題 | (1) 令和7年度生涯学習・社会教育関係事業実施計画(案)について

(2) 第3次朝霞市生涯学習計画実施計画(令和6年度～令和8年度)
(案)について
(3) 社会教育委員研修会等参加報告(令和6年度南部地区社会教育関係委員・職員研修会)
(4) その他 |

6 会議の概要

1 令和7年度生涯学習・社会教育関係事業実施計画(案)について

令和7年度生涯学習・社会教育関係事業の実施計画について、生涯学習部内の各所管課より説明を行いました。委員からは、「来年度の中央公民館・コミュニティセンターの工事休館中の対応」や「ねんりんピック開催への対応」についての質問があり、担当主管課からの回答及び意見交換がありました。

2 第3次朝霞市生涯学習計画実施計画(令和6年度～令和8年度)(案)について

第3次朝霞市生涯学習計画に係る、令和6年度から令和8年度までの3か年の実施計画について、生涯学習事業の関連各課の概要を説明しました。委員から「家庭教育学級の現状と今後について」の質問に対し、担当主管課より説明を行い、今年度の実施状況を踏まえて意見交換が行われました。

3 社会教育委員研修会等参加報告

今年1月23日にオンラインで開催された「令和6年度南部地区社会教育関係委員・職員研修会」について、参加委員を代表して木村委員、渡邊委員から報告がありました。

委員からは、オンラインによる講座開催やオンデマンドのプログラム提供について意見交換がありました。

4 その他

第6次朝霞市総合計画の柱立てについて会議中に意見はありませんでしたが、後日でも受け付ける旨を説明しました。

令和7年度から実施する平日の放課後子ども教室事業について、委員から意見、質問等をいただきました。

令和6年度第3回朝霞市社会教育委員会議出席者名簿

令和5年7月1日～令和7年6月30日

選出の区分	氏 名	職名又は所属	出欠席	備 考
学校教育関係者	タナベ 田邊 マサヤ 雅也	朝霞第六小学校長	○	※報酬・費用弁償なし
	太田 禎治	朝霞第四中学校長	○	※報酬・費用弁償なし
	ハラ 原 ヒロアキ 浩明	県立朝霞西高等学校長	×	※報酬・費用弁償なし
社会教育関係者	フジイ 藤井 フミオ 文雄	文化協会幹事長	○	
	カブラギ 蕪木 トシアキ 利秋	スポーツ協会副会長	○	
	カネコ 金子 ユキオ 幸男	青少年育成市民会議理事	○	
	クラタ 蔵田 ヒトミ ひと美	図書館利用者	○	
	ワタナベ 渡邊 トシオ 俊夫	子ども会連合会会長	○	
	サイトウ 齋藤 ミツシ 光司	人権教育推進協議会会長	○	
家庭教育向上活動者	スガワラ 菅原 シンヤ 慎也	朝霞市保護者代表連絡会会長	×	
学識経験者	フルカワ 古川 サトシ 覚	東洋大学教授	×	
	キムラ 木村 ケイコ 啓子	大東文化大学非常勤講師 (元尚美学園大学教授)	○	
	オジマ 小島 マチコ 真知子	元社会教育指導員	○	
	ノモト 野本 カズユキ 一幸	市議会議員	○	
公募委員	タカノ 高野 マサヨシ 正芳	公募市民	○	

教育長報告事項

市民スポーツ教室「ボッチャ」について

- 1 日 時 令和7年2月6日（木）、7日（金）
午後6時30分～午後8時30分
- 2 場 所 朝霞市立総合体育館 サブアリーナ
- 3 参加者数 7組15人

4 概 要

市民スポーツ教室「ボッチャ」は、小学生以上の市民を対象に実施しました。講師は、朝霞市スポーツ推進委員連絡協議会に依頼し、ボッチャのルールの説明や試合の審判について御指導をいただきました。

5 所 感

ボッチャは、ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールをいかに近づけることができるかというとてもシンプルなルールです。見た目は激しい運動はありませんが、頭で考えていることと、それを実行することの難しさがあり、技術や集中力も必要になります。

また、ボッチャは重度の脳性まひ者や同程度の重度障がい者が四肢にある人のために考案されたスポーツであり、子どもはもちろん、高齢者でも取り組みやすい生涯スポーツとしての側面を持っており、毎年ご参加いただくりピーターも数名見られました。

本教室では、1日目に投球練習及びミニゲーム、2日目に試合を行い、それぞれが優勝を目指して真剣に取り組んでいました。参加者のレベルが高く、相手のボールを弾いて、ジャックボールにピタリと寄せることができたときは、会場から拍手が起こるなど、皆さんが楽しんでいるのが印象的でした。

参加者からは、「とても楽しい時間でした」「また参加したい」との意見もあり、ボッチャの興味・関心も高まっていることから、今後につきましても、生涯スポーツの振興の一つとして、本事業を継続していきたいと考えております。

教育長報告事項

第6回梅香るおごせハイキング大会について

- 1 日 時 令和7年2月22日（土） 午前8時30分～午後2時
- 2 場 所 （スタート）道灌おもてなしプラザ
（ゴール）越生梅林
- 3 参加者数 474人
- 4 コース
 - ・Aコース【大高取山眺望コース】（約6km）
道灌おもてなしプラザ⇒世界無名戦士之墓（大観山）⇒西山高取
⇒大高取山⇒うめその梅の駅⇒越生梅林
 - ・Bコース【ぽかぽか観梅コース】（約4.7km）
道灌おもてなしプラザ⇒越辺川遊歩道⇒弘法山⇒田代三喜生地
⇒越生梅林

5 所 感

当日は天候に恵まれ、体を動かすにはちょうど良い気温の中、越生町及び朝霞市の交流事業である梅香るおごせハイキング大会が開催されました。

参加者にはスタート地点で、越生町がハイキングマップのほか、リーフレットや缶バッジを配り、本市からは朝霞の雫や朝霞市に関係するリーフレットを配布しました。参加者は、各々の脚力に合わせたコースを選び、スタートしていました。

ゴール地点の越生梅林では、ゴールした参加者から抽選を行うことができ、越生町の特産品である梅や柚子の加工品などが賞品となっており、参加者が喜んでいる様子が印象的でした。また、越生梅林では梅まつりが開催されており、越生町の「うめりん」、朝霞市の「ぽぼたん」、「彩夏ちゃん」が梅林内を歩き、参加者は一緒に写真撮影をして楽しんでいました。

当日の参加者は昨年よりも増え、越生町民や周辺の方のほか、朝霞市の方が多く見受けられ、越生町と朝霞市の交流の促進となったものと考えております。

今後につきましても、越生町とのハイキング大会を継続し、市民の健康増進に寄与する大会となるよう努めていきます。

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市スポーツ推進審議会について

- 1 事業名 令和6年度 第2回朝霞市スポーツ推進審議会
- 2 開催日時 令和7年2月5日（水）午後2時から午後2時35分まで
- 3 開催場所 朝霞市立総合体育館 会議室
- 4 出席者数 朝霞市スポーツ推進審議会委員：15人中12人
事務局：6人
- 5 議題
 - (1)令和6年度スポーツ事業報告について
 - (2)その他
 - ・スポーツに関するアンケートの実施について
 - ・ねんりんピック彩の国さいたま2026について
 - ・武道館改修工事について
 - ・「朝霞の教育」の配布について
- 6 会議の概要
 - (1)令和6年度スポーツ事業報告について
令和6年度に実施したスポーツ事業について、委員へ報告しました。
ロードレース大会に市内中学生の参加者がいないとの御意見をいただきましたが、試験前のため難しい部分もあると思われるとお答えしました。
 - (2)その他
 - ・スポーツに関するアンケートの実施について
スポーツに関するアンケート実施の予定について、委員へ報告しました。
前回のアンケートの際に、この会議でも意見が出ていたと思うので、それを踏まえて実施すべきとの御意見をいただきました。
 - ・ねんりんピック彩の国さいたま2026について
ねんりんピックが令和8年度に開催され、本市は空手道の開催市であることや、今後のスケジュール等について、委員へ報告しました。
 - ・武道館改修工事について
順調に進捗しており、4月から解放できる見込みである旨報告しました。
 - ・「朝霞の教育」の配布について
「朝霞の教育」を配布しました。

令和6年度 第2回朝霞市スポーツ推進審議会 出欠席表

開催日時：令和7年2月5日（水） 午後2時～午後2時35分

開催場所：朝霞市立総合体育館 会議室

選出の 根 拠	氏 名	職 業 又 は 所 属	出席／欠席
1号委員	石原 茂	朝霞市スポーツ協会	出 席
1号委員	渋谷 昇	朝霞市陸上競技協会	出 席
1号委員	馬場 典成	朝霞市スポーツ推進委員	出 席
1号委員	塩味 光夫	朝霞市卓球協会	出 席
1号委員	奥山 直希	朝霞市ソフトテニス連盟	出 席
1号委員	椎橋 成美	朝霞市スポーツ少年団	出 席
1号委員	鈴木 静江	朝霞市レクリエーション協会	出 席
1号委員	松尾 哲	朝霞市自治会連合会	出 席
1号委員	鈴木 智子	東洋大学 ライフデザイン学部 准教授	欠 席
1号委員	齋藤 光司	元小学校長	出 席
1号委員	高橋 義正	公募委員	出 席
2号委員	田中 誠	朝霞市小学校体育連盟会長	出 席
2号委員	野口 邦彦	朝霞市中学校体育連盟会長	欠 席
2号委員	井上 俊輝	朝霞警察署 生活安全課	欠 席
2号委員	久住 毅	埼玉県立朝霞高等学校	出 席

※ 選出の根拠…1号委員：学識経験者 2号委員：関係行政機関の職員

※15名中12名出席

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議について

- 1 日 時 令和7年2月20日(木) 午後2時～午後3時20分
- 2 会 場 朝霞市博物館 講座室
- 3 出席者 朝霞市文化財保護審議委員 8人中6人
事務局職員 5人
傍聴者 なし
- 4 議 題 (1) 令和6年度事業の進捗状況について
(2) 令和7年度事業予定について
(3) その他
・ 人部・峡遺跡第19地点の発掘調査結果(概報)

5 概 要

- (1) 令和6年度事業の進捗状況について
- (2) 令和7年度事業予定について

議題1、議題2は一括して説明、審議を行いました。

令和6年度事業は1月31日現在の実施状況について報告し、令和7年度事業予定は特記的な内容について説明し、承認いただきました。

委員から、指定文化財の現況確認、区画整理事業に伴う試掘調査の実施状況、小学校での埋蔵文化財出土遺物展示状況などについて、様々な質問と意見をいただき、事務局から説明しました。

(3) その他

- ・ 人部・峡遺跡第19地点の発掘調査結果(概報)

令和5年度から令和6年度にかけて実施した、人部・峡遺跡第19地点の発掘調査結果について概報を説明しました。

委員から、今後の発掘調査報告書の刊行に向けて整理手法などについて、質問と意見をいただき、事務局から説明しました。

令和6年度第2回朝霞市文化財保護審議委員会議出欠席表

令和7年2月20日（木）開催

氏名	職	出欠席	備考（所属等）
新井 浩文		×	埼玉県立文書館資料編さん担当 学芸主幹
笹森 紀己子		○	さいたま市史編さん専門委員
斯波 治	副議長	○	元新座市教育委員会生涯学習課 副課長兼学芸員
鈴木 康之		○	朝霞第七小学校校長
陶山 憲裕	議長	○	三光院住職
寺元 正俊		×	宝蔵寺住職
富岡 則夫		○	溝沼獅子舞保存会会長
橋本 直子		○	元葛飾区郷土と天文の博物館学芸員

※委員名五十音順

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市博物館協議会について

- 1 日 時 令和7年2月28日（金）午後2時～午後3時15分
- 2 会 場 朝霞市博物館 講座室
- 3 出席者 朝霞市博物館協議会委員 8名参加
事務局 5名
傍聴者 0名
- 4 議 題 (1) 会長の選任について
(2) 副会長の選任について
(3) 令和6年度事業報告
(4) 令和7年度事業計画
(5) その他

5 会議内容

(1) 会長の選任について

委員の互選により、会長に金子幸男委員が選出された。

(2) 副会長の選任について

委員の互選により、副会長に榎本洋二委員が選出された。

(3) 令和6年度事業報告

事務局から説明を行った。博物館の来館者数は昨年に比べて増加しているが、更なる増加を目指すため企画展や各種講座等のPRを今後も積極的に行っていただきたいとの御意見をいただいた。

(4) 令和7年度事業計画

事務局から説明を行った。今回の委員改選により新任委員もいるため、国指定重要文化財の「旧高橋家住宅」の見学も今後検討してみてもどうかとの御意見をいただいた。そちらについては、次回以降の博物館協議会の開催時（会議後）に見学もできるよう、隣接する根岸台市民センターで会議開催ができるか検討してみたいとお伝えした。

(5) その他

現在策定中の「第6次朝霞市総合計画」について意見聴取した。

令和6年度第2回朝霞市博物館協議会出欠表

令和7年2月28日（金）開催

氏名	職	出欠	備考（所属等）
榎本 洋二	副会長	出席	陶芸家
金子 幸男	会長	出席	朝霞市公民館運営審議会委員長
櫛田 直子		出席	朝霞市公民館運営審議会委員
杉山 正司		出席	元埼玉県立歴史と民俗の博物館 主任専門員兼学芸員
鈴木 香織		出席	朝霞第五中学校長
陶山 憲裕		出席	朝霞市文化財保護審議会委員会議議長
利根川 仁志		欠席	朝霞市議会議員
原口 憲充		欠席	朝霞第四小学校長
増山 智宏		出席	公募委員
吉岡 知子		出席	埼玉県立近代美術館学芸員

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市公民館運営審議会について

- 1 開催日 令和7年1月31日(金)
- 2 場所 中央公民館・コミュニティセンター学習室、集会室
- 3 出席数 公民館運営審議会委員 14人中13人
- 4 議題
 - (1) 令和6年度公民館事業報告について
 - (2) 令和7年度公民館事業計画(案)について
 - (3) 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事について
 - (4) 第6次朝霞市総合計画について

5 会議の概要

(1) 令和6年度公民館事業報告について

配布資料を基に、現時点で実施した事業を説明をしました。

また、今年度の人権教育講座は、地区公民館5館で合同開催した「デフリンピック魅力と聞こえない世界～3つ目のオリンピック～」と、審議会の後に受講していただく、中央公民館主催の「暮らしの中の人権」の2回実施することを報告しました。

委員からは地区公民館合同開催の実施場所について質問があり、東朝霞公民館にて実施したと回答しました。

(2) 令和7年度公民館事業計画(案)について

令和7年度の事業については令和6年度とほぼ同様の事業を実施することを考えていますが、中央公民館と南朝霞公民館は工事を予定しているため、事業の実施時期に変更があることを説明しました。

委員からは、特に質問はありませんでした。

(3) 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事について

昨年12月14日に長寿命化改修工事についての市民説明会を行ったことを報告し、委員の皆様にも工事の概要や工程、休館期間の代替施設などについて説明しました。

委員からは、彩夏祭の実施の有無や物品保管場所の撤収期限、代替施設の優先などについて質問があり、彩夏祭は施設の一部開放を予定、物品の撤収期限は令和7年7月末日、代替施設については中央公民館の休館に対して、別の公民館の仮予約の優先は行わない、と回答しました。

(4) 第6次朝霞市総合計画について

資料に基づき説明したことに加え、翌日の市民懇談会はグループワークにて意見交換を行う予定であることを説明しました。

委員からは、策定する総合計画に、新市長の考えは反映されるのかとの質問があり、新市長の考えのほか、市民の声を聴きながら策定すると回答しました。

教育長報告事項

令和6年度第2回朝霞市立図書館協議会について

- 1 日 時 令和7年2月12日（水）
- 2 会 場 図書館本館 視聴覚室
- 3 出席者 朝霞市立図書館協議会委員 6名（1名欠席）
事務局 6名
- 4 議 題 (1) 報告事項
ア 令和6年度中間利用状況（4月～12月末）について
イ 令和6年度中間事業報告（4月～12月末）について
(2) 協議事項
ア 令和7年度事業計画（案）について
(3) その他
- 5 概 要 (1) のアについて、貸出者数及び利用者数等について報告しました。委員から電子図書館のPR等についてご意見をいただきました。
(1) のイについて、事業内容、日程及び参加者数について報告しました。委員から、利用者懇談会について他の催事と併せて実施するなど、参加者増に向けてのご意見をいただきました。
(2) のアについて、事業計画案について説明しました。委員からブックスタートについての質問や、シニア向けの講座の開催についてご意見をいただきました。
その他として、第6次朝霞市総合計画の策定にむけ、図書館関連部分について説明し、その場でご意見はありませんでしたが、ご意見がある場合はご連絡をいただけるよう、お願いをしました。
以上協議事項について承認をいただきました。

令和6度第2回朝霞市立図書館協議会 出欠表

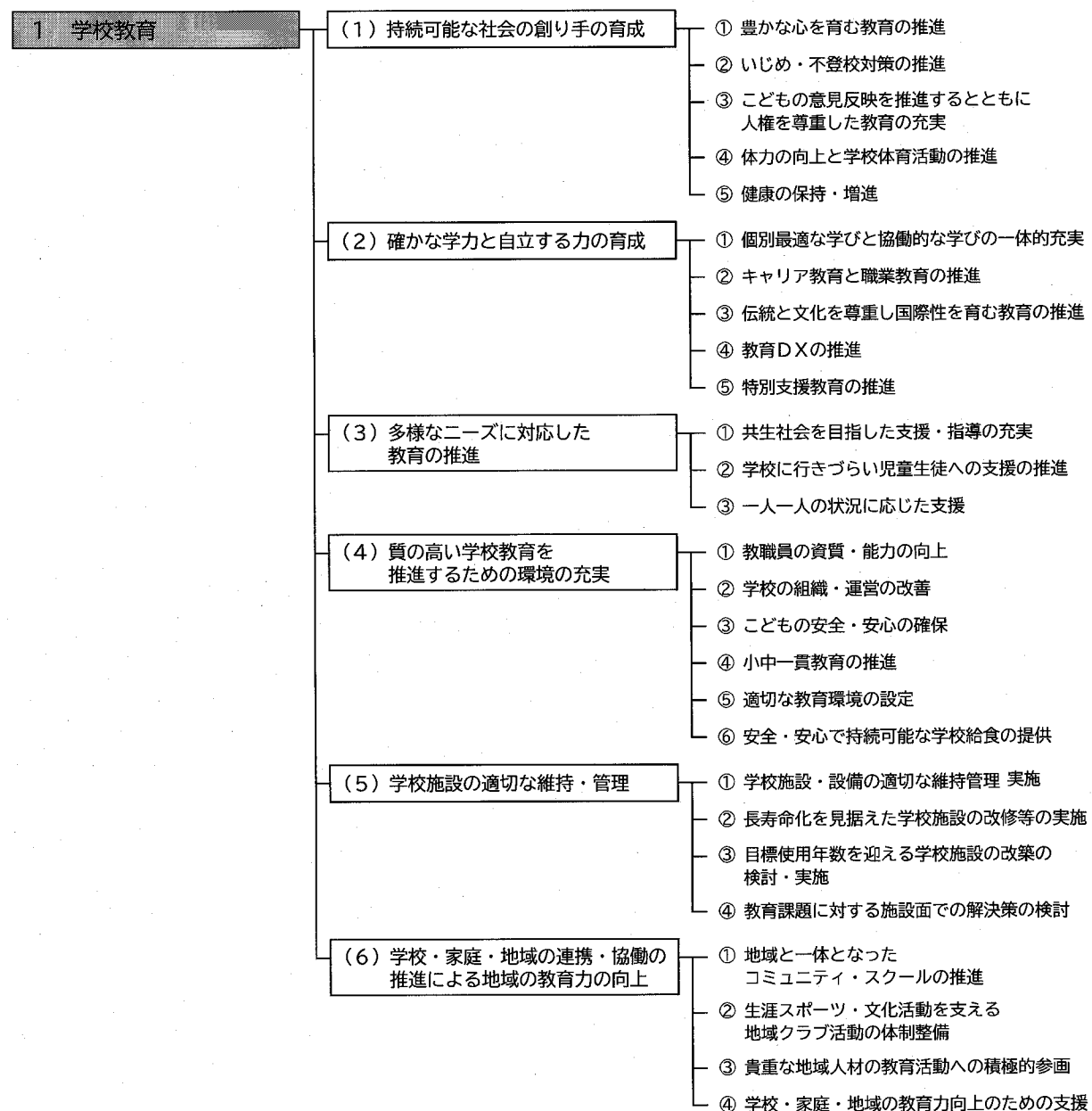
令和7年2月12日(水)

選出根拠	所属・役職	氏 名	出 欠
1号委員 学校関係者	朝霞第五小学校長	三好 正浩	○
2号委員 社会教育団体	図書館友の会	有永 克司	○
4号委員 公民館運営審議会委員	公民館運営審議会委員	茂木 静枝	×
5号委員 家庭教育の向上	公募委員	鈴木 恭子	○
6号委員 学識経験者	朝霞高等学校長	久住 毅	○
6号委員 学識経験者	十文字学園女子短期大学 教授	石川 敬史	○
6号委員 学識経験者	市議会議員	駒牧 容子	○

教育長報告事項

第6次朝霞市総合計画について（令和7年3月25日教育委員会（案））

第3章 教育・文化







1 学校教育

《目指す姿》

こどもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

具体的な施策

（1）持続可能な社会の創り手の育成

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかりと育むことが大切です。

また、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明

■埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査における「将来の夢や目標をもっていますか。」の回答状況（％）
将来の夢や目標を「もっている」または「どちらかといえばもっている」の回答の割合。

現状値（R6見込）

目標値（R12）

92

100

① 豊かな心を育む教育の推進

体験活動を取り入れた教育を充実させるとともに、道徳教育と読書活動の充実を図り、自己肯定感の向上を図ります。

規律ある態度のほか、協働性を育成し、豊かな心を育みます。

② いじめ・不登校対策の推進

各学校の現状に応じて、いじめ防止基本方針の策定と見直しを図っていきます。

組織的かつ迅速で、きめ細やかな相談体制の構築に努めます。

③ こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実

学校教育全体を通して、こどもの意見を聴取し、教育活動に反映するとともに、人権感覚を養う取組を行っていきます。

併せて、庁内の関係課と連携した人権教育を推進していきます。

④ 体力の向上と学校体育活動の推進

各学校における新体力テストの結果に基づき、体力向上につながる取組を実施していきます。

体力向上推進委員会を核とした体育授業研究会を実施し、体育・保健体育科における指導力の向上に努めていきます。

⑤ 健康の保持・増進

健康診断を実施して児童生徒・教職員の健康の保持・増進を図ります。

【関連する個別計画等】

- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市学校施設長寿命化計画（令和8年度～令和47年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

<参考実績値>

指標名（単位）	R3	R4	R5	R6（見込）
教育委員会アンケート 「学習することが楽しい」 の回答A Bの割合（％）	-	-	-	70
いじめの解消率（小学校／中学校）（％）	小学校 100.0 中学校 94.4	小学校 100.0 中学校 96.3	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 100.0 中学校 100.0
人権作文応募者数（人）	6,920	9,287	9,453	9,563
新体力テスト総合評価 A B Cの割合（小学校／中学校）（％）	小学校 74.8 中学校 82.1	小学校 74.4 中学校 81.2	小学校 74.7 中学校 80.1	小学校 75.0 中学校 80.2
むし歯のうち治療を終えた歯の数の割合（小学校／中学校）（％）	小学校 74.9 中学校 73.9	小学校 78.4 中学校 72.7	小学校 78.3 中学校 76.5	小学校 75.2 中学校 77.3

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」達成状況（教科） 埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」が県平均を上回った教科数（小5・6、中1・2：国語・算数及び数学、中3：国語・数学・英語） ※ 11教科中の達成数	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
11/11	11/11

① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

指導の個別化及び学習の個性化を図ることにより、一人一人の資質・能力を高める教育を進めていきます。

また、他者と協働して異なる考えを組み合わせながら、課題を解決できる力を育てます。

② キャリア教育と職業教育の推進

小学生は、多様な職業に触れる機会を設定していきます。

中学生は、社会体験チャレンジの内容等を充実していきます。

併せて、キャリアパスポートの活用を促進していきます。

③ 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

各学校の実態に応じた伝統文化や国際理解に関する、総合的な学習の時間における年間指導計画を充実していきます。

(2) 確かな学力と自立する力の育成

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNSをはじめとする様々な情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とするこどもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

④ 教育DXの推進

教育におけるデジタル基盤を整備し、データを利活用することによって、全てのこどもたちの力を最大限に引き出すためのきめ細かな支援に取り組んでいきます。

具体的にはAI搭載ドリルの活用のほか、こどもたちがタブレット端末を活用して主体的に学び、多様な他者とつながって学習を深めていくなど、自ら計画を立て、課題解決を進めていくことのできる「自立した学習者」を育成します。

また、校務支援システムにより、教職員の業務の効率化を図るとともに、個々の成長の記録を蓄積することにより、生徒指導を充実させていきます。

⑤ 特別支援教育の推進

教職員を対象とした、特別支援教育の研修を充実していきます。

また、こども一人一人の障害や特性に応じた就学支援を推進していきます。

生活や学習上の困難を改善し、児童生徒の持つ力を伸ばすために個に応じた適切な指導・支援を行っていきます。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
全国学力・学習状況調査における平均正答率を上回った科目数(小学校2/中学校3)(科目)	小学校2 中学校3	小学校2 中学校3	小学校2 中学校3	小学校2 中学校3
職業体験施設数(施設)	-	318	334	330
文化財・博物館の利用やその資料を活用した回数(回)	17	16	13	13
教職員が授業でICTを活用して指導する能力(%)	83.58	70.83	85.28	85.50
通常の学級における特別な配慮を要する児童に係る個別の支援計画の作成率(%)	-	-	-	88

(3) 多様なニーズに対応した教育の推進

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

特別な支援を必要とするこどもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、こどもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■学校に行きづらい児童生徒へのICT支援実施率(%) 学校に行きづらい児童生徒にAIドリル等を通して教育を継続するなどICT支援を実施した割合	
現状値(R6見込)	目標値(R12)
40	90

① 共生社会を目指した支援・指導の充実

共生社会の形成に向け、こどもたちがそれぞれの長所を認め合い、互いに高めあう教育に取り組めます。

また、各種支援員による、個に応じた指導・支援を充実させるとともに、多様な学びの場を整備することにより、インクルーシブ教育を進めていきます。

② 学校に行きづらい児童生徒への支援の推進

近年、様々な背景を持つこどもが増加傾向にあることから、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、居場所づくりを進めていきます。

個に寄り添った相談体制が充実するよう努めます。

③ 一人一人の状況に応じた支援

こどもを取り巻く様々な環境を鑑みた支援(就学援助、入学金貸付、日本語指導・医療的ケア・ギフテッド・ヤングケアラーへの対応等)を行っていきます。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
通常学級における特別な支援を要する児童支援員の活用回数(回)	3,602	3,764	3,764	3,765
通級指導教室・特別支援学級の充足率(%)	-	-	-	100
学校に行きづらい子どもが、教室以外の学ば場につながっている割合(オンライン、フリースクール、適応指導教室等)(%)	-	-	-	70

(4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

変化の激しい社会をたくましく生きることがを養うため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、児童生徒のニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

児童生徒の健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■教育委員会アンケート(こども対象)において「学校はICTを活用した教育を推進している」の回答状況(%) 児童・生徒が学校のICTを活用した教育の推進について「そう思う」または「どちらかというと思う」の回答の割合	
現状値(R6見込)	目標値(R12)
70	90

① 教職員の資質・能力の向上

教職員一人一人が果たすべき使命をしっかりと意識し、誇りと気概を持って職務に励むよう、県教育委員会の示す「不祥事防止研修プログラム」を活用したり、教科指導や学級経営等における専門的な知識を持った外部講師を招聘したりするなどして、教員研修を充実させていきます。

② 学校の組織・運営の改善

県教育委員会と連携して、代替を含む教職員の適正配置に努めるとともに、業務の効率化を図り、時間外勤務等の削減等により、学校における働き方改革を進めます。

③ こどもの安全・安心の確保

交通指導員を配置し、立哨指導することで児童生徒が安全に登下校できるよう努めます。

様々な災害を想定し、自分の命は自分で守る術を学ぶ避難訓練を実施していきます。

④ 小中一貫教育の推進

9か年を見通した教育課程の作成を進めていきます。

さらに、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を強化し、丁寧に接続していくことで、切れ目のない支援を行っていきます。

⑤ 適切な教育環境の設定

児童生徒が効果的・効率的に学習ができるよう、教材や図書、通信ネットワーク等の整備を図ります。

⑥ 安全・安心で持続可能な学校給食の提供

保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の維持に努めます。

学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの適切な運営を検討します。

老朽化していく学校給食センターの施設・設備及び自校給食室の設備の適切な維持管理・更新を行うとともに、大規模な学校施設の改修・改築に合わせ、自校給食室を推進します。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
県から表彰された教職員(はつらつ・れんたつ先生)の人数(人)	0	1	1	1
時間外在校等時間が年360時間以内かつ、年間を通じ月45時間以内の教職員の割合(%)	-	-	39.5	45.0
立哨実施箇所事故件数(件)	1	0	0	0
中学校区ごとのふれあい推進会議の開催回数(年)	0	0	0	15
校務用LAN稼働率(小学校/中学校)(%)	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 97.1 中学校 95.9	小学校 100.0 中学校 100.0

(5) 学校施設の適切な維持・管理

主担当課：教育総務課

《現状と課題》

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設及び設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。

過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■学校施設長寿命化計画の進捗率(%)	
学校施設長寿命化計画に基づく進捗率	
現状値(R6見込)	目標値(R12)
—	12.5

① 学校施設・設備の適切な維持管理

標準耐用年数を超えた設備については、改修を計画的に実施します。

また、設備機器等の保守点検や法定検査を実施します。

維持管理上必要な清掃業務や保安管理を行うとともに、学校運営に必要な光熱水費や土地借上げを行います。

② 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施

学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修等を実施します。

改修等の実施に当たり、バリアフリー化など改修方法について検討します。

③ 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施

学校施設長寿命化計画に基づき、目標使用年数(80年)を迎える学校施設について、改築を実施するため改築基本構想に着手し、改築時期、改築対象校舎、改築規模、目指す教育の実現に必要な施設形態などについて検討します。

④ 教育課題に対する施設面での解決策の検討

過大規模校、不登校対策、プール指導のあり方などの教育課題に対する施設面での解決策を検討します。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
指摘事項改善率(小学校/中学校)(%)	小学校 51 中学校 56	小学校 51 中学校 56	小学校 50 中学校 50	小学校 50 中学校 50
学校施設長寿命化基本方針に基づく着手校(一)	-	二中設計	二中工事 ・ 十小設計	十小工事
長寿命化基本計画に基づく改修等の着手校(校)	-	-	-	1
目標使用年数を迎える教育施設についての検討(一)	現状分析	現状分析	現状分析	長寿命化計画への改訂着手
教育課題に対する施設面での検討(一)	検討	検討	検討	検討

(6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

主担当課：教育管理課

《現状と課題》

各学校に学校運営協議会が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校において様々な専門的分野の知識や技能を有する市民と協議の上、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■学校評価における地域連携に係る項目の回答状況（％） 学校関係者評価（４段階）のうち、地域連携に係る項目（２項目）においてＡ（当てはまる）と回答された割合	
現状値（Ｒ６見込）	目標値（Ｒ１２）
73	80

① 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進

地域の人々と目標やビジョンを共有し、「地域とともにある学校」を構築するとともに、学校を核とした協働の取組を通じ、地域の将来を担う人材を育成します。

② 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備

中学校の部活動を地域クラブ活動に移行していくため、関係機関や庁内の各課と連携し、体制を整備します。

③ 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画

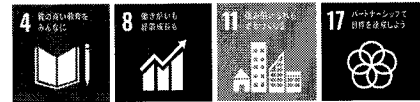
経験豊富な地域人材を確保し、積極的に学校教育に携わる取組を通して、魅力ある学校づくりを推進します。

④ 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

家庭や地域の教育力の向上を図るため、保護者や、子育てに関する関係団体、地域住民の活動を支援します。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
学校運営協議会研修会の参加者数(人)	0	58	48	42
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	45
学校教育に携わる地域の方の人数(部活動除く)(人)	881	1,041	1,283	1,500
家庭教育学級参加者数(人)	723	321	449	500



2 生涯学習

《目指す姿》

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 生涯にわたる学びの推進

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

デジタル化が進展する社会において、ICT等を活用した効果的な生涯学習が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

平日の放課後や長期休業期間中にこどもが安心して様々な学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

こどもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■事業参加者満足度(%)	
生涯学習各種事業における満足度	
現状値(R6見込)	目標値(R12)
92.8	95.0

① 生涯学習推進体制の充実

各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習体制の整備充実を図ります。

市民の生涯学習活動への積極的な参加を促し、地域における学びのネットワークづくりを支援します。

② 学習情報の提供と学習機会の充実

市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実を図り、ICT等を活用した「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学べる生涯学習環境の整備を進めます。

③ 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成と活用を進め、家庭・学校・地域、様々な団体との連携による取組を推進します。

公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進めていきます。

④ 放課後のこどもの居場所づくり

平日や長期休業期間中のこどもたちの学びや居場所づくりのため、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室の充実を図ります。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
事業参加者数(人)	36,898	31,723	29,276	35,000
生涯学習体験教室開催テーマ数(テーマ)	22	30	30	22
放課後子ども教室実施学校数(校)	6	6	6	6
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	45

【関連する個別計画等】

- ・第3次朝霞市生涯学習計画（平成29年度～令和8年度）
- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）
- ・第4次朝霞市立図書館サービス基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第4次朝霞市子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）

（2）学びを支える環境の充実

主担当課：中央公民館、図書館、文化財課
《現状と課題》

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数（人）	
公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
35,000	40,000

① 学習活動の支援・充実

市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館及び博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、学校などとも連携しながら多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業（講座・講演会）を実施します。

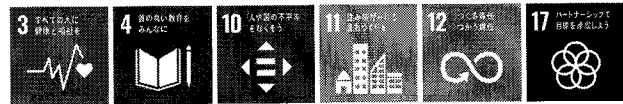
誰もが気軽に利用でき、生涯学習の拠点となるよう司書や学芸員などの専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

② 利用しやすい施設の提供

市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

<参考実績値>

指標名（単位）	R3	R4	R5	R6（見込）
公民館利用率（%）	59.4	63.6	61.9	63.0
博物館企画展示等開催回数（回）	7	7	7	6
図書館利用者満足度（%）	92.6	84.0	83.3	85.0



3 スポーツ・レクリエーション

《目指す姿》

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

具体的な施策

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

こどもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■週1回以上スポーツを行っている人の割合(%) スポーツに関するアンケート調査で週1回以上スポーツを行っている人の割合。 ※ここでの「スポーツ」には、ウォーキングや体操、レクリエーション活動などを含む。	
現状値(R6見込)	目標値(R12)
48.4	60.0

① 推進体制の充実

市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、健康でいきいきとした生活を送れるよう、スポーツ関係団体や学校・民間企業などと連携し、スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

② 活動情報の提供の充実

広報紙、ホームページのほか、SNSなど多様な伝達手段を活用し、積極的な情報発信に努めます。

③ スポーツ事業の充実

多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむきっかけとなるよう、市民やスポーツをする方の声を聴きながら、スポーツ事業の充実を図ります。

④ 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、地域・学校及び関係団体と連携して活動の指導者の育成・支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
市民スポーツ大会参加者数(人)	-	3,000	5,000	5,500
スポーツ教室・大会の開催回数(回)	5	8	10	8
スポーツ教室・大会の参加者数(人)	343	1,335	1,220	1,850
種目別大会の種目数(種目)	14	17	21	20
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	45

【関連する個別計画等】

- ・第2期朝霞市スポーツ推進計画（令和3年度～令和12年度）
- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第3次朝霞市生涯学習計画（平成29年度～令和8年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

（２）利用しやすい施設の提供

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■スポーツ施設（14施設）の利用率（％） 総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコートなど、市の主要スポーツ施設の平均利用率	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
60.3	63.0

① 利用しやすい施設の整備

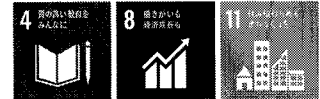
老朽化したスポーツ施設の計画的な改修を進めるとともに、誰もが安全・快適に利用できるよう、施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

② 利用しやすい施設の運営

誰でも気軽に利用しやすいスポーツ施設を目指し、利用者の声を反映した運営や予約システムの適切な運用を行うことなどにより、サービスの向上と効率的な管理運営に努めます。

<参考実績値>

指標名（単位）	R3	R4	R5	R6（見込）
総合体育館利用者数（人）	138,343	260,627	333,362	320,000
公園体育施設利用者数（人）	424,041	631,497	693,204	700,000



4 地域文化

《目指す姿》

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 歴史や伝統の保護・活用

主担当課：文化財課

《現状と課題》

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていくことが必要です。

学校との密接な連携により、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

《成果指標》

指標名(単位)・説明	
■文化財課が行う事業に対する満足度(%)	
博物館・旧高橋家住宅で行う展示・事業に対する満足度	
現状値(R6見込)	目標値(R12)
60	70

① 文化財の保護・活用・伝承支援

重要文化財旧高橋家住宅をはじめ、市内に残されている様々な文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。

② 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について、学芸員等が専門的・科学的に研究を行い、その成果を展示や講座で提供していきます。

調査成果を刊行物やデジタルアーカイブ化し、継続的に研究成果が多くの媒体で使用できるように努めていきます。

③ 小・中学校等と連携した学習活動

小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館や埋蔵文化財センターを利用するなど、学校教育の中の様々な場面で各施設を利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習できるよう、積極的に学校教育との連携を図っていきます。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
埼玉県・市指定文化財件数(件)	34	34	34	34
文化財保護関係団体の事業開催回数(回)	0	1	5	5
埋蔵文化財調査報告書作成件数(件)	2	3	2	2
博物館を利用した学校団体数(団体)	19	23	26	26

【関連する個別計画等】

- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第3次朝霞市生涯学習計画（平成29年度～令和8年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

（2）芸術文化の振興

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

様々な分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■文化祭入場者数（人） 朝霞市文化祭への入場者数	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
9,000	9,500

① 芸術文化の活動の充実支援

各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催します。

芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

② 発表と鑑賞の機会の充実支援

文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢者、また障害者等全ての方が参加できる文化事業を開催します。

<参考実績値>

指標名（単位）	R3	R4	R5	R6（見込）
朝霞市芸術文化展延べ参加者数（人）	932	2,000	3,364	3,117
市民芸術まつり延べ参加者数（人）	-	340	455	523

（3）地域文化によるまちづくり

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。

人口の流入が多い都心の住宅都市である本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。

このため、今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元に愛着と誇りをもてるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題となっています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数（人） 朝霞市民まつり「彩夏祭」への来場者数	
現状値（R6見込）	目標値（R12）
730,000	730,000

① 地域文化の発信

朝霞市民まつり「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」などの地域文化や郷土芸能などを、朝霞の魅力として市内外に知ってもらうためPRに努めます。

② 地域間・都市間交流の推進

市独自の文化を大切にし、より豊かな地域文化を育みます。

「彩夏祭」や「農業祭」への交流自治体の参加や交流先の地域イベントの市内開催など、活性化している地域間・都市間の交流をさらに推進し、まちの活性化を図ります。

<参考実績値>

指標名(単位)	R3	R4	R5	R6(見込)
朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数(万人)	-	35	99	73
災害時相互応援協定締結市相互交流回数(回)	28	41	27	26

教育長報告事項

令和6年度放課後子ども教室事業について

- 1 事業名 令和6年度放課後子ども教室事業（秋・冬）
- 2 目的 放課後等に小学校の特別教室等を活用し、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動の場や地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。
- 3 日時 令和6年10月5日から令和7年2月15日まで（土曜の午前中）

4 会場及び参加者数等

会場	内容	使用教室	講師	応募人数	参加人数	延参加人数	実施回数
朝霞第一小学校	わくわくスポーツパーク（4～6年生）	多目的室	株式会社ルネサンス 亀川 綾乃 他	7	7	57	12
	わくわくスポーツパーク（1～3年生）	多目的室	株式会社ルネサンス 亀川 綾乃 他	20	20	132	12
朝霞第三小学校	劇あそび	会議室	NP0 法人朝霞おやこ劇場 岩崎 裕子 他	3	3	32	12
朝霞第四小学校	科学あそび大好き！（科学の実験）	ランチルーム	科学読物研究会 岩田 真弓 他	37	20	198	12
朝霞第五小学校	バランスボール	会議室	ファルモル 小澤 美智子 他	38	20	157	12
朝霞第七小学校	墨と筆で遊ぼう	図工室	筆家団 欒葵 大輔 他	20	20	157	12
朝霞第十小学校	おもしろ工作教室A（1～3年生）	生活科室	朝霞ぐらんぱの会 廣江 芳裕 他	31	20	87	6
	おもしろ工作教室B（4～6年生）	生活科室	朝霞ぐらんぱの会 廣江 芳裕 他	23	17	85	6
	合 計			169	127	905	84

※今年度は各教室定員20人とし、定員を超えた教室は抽選を行った。その後にキャンセルが出た場合は、繰り上げ当選を行った。

5 内 容

各教室の定員を20人とし、一小と十小はそれぞれ低学年と高学年に分けて2教室としたため8教室となった。定員160人のところ応募者数は169人となったが、全体でみると応募者数は定員を上回ったものの、「一小わくわくスポーツパーク高学年」の応募人数7人、「三小劇あそび」の応募人数3人と、大きく定員割れしたプログラムもあった。

実施期間中は毎回、生涯学習・スポーツ課職員が巡回して各教室の実施状況を確認した。「一小わくわくスポーツパーク高学年」と「三小劇あそび」のプログラム内容は他のプログラムと比較しても遜色なく思われ、参加している児童の声を聞くと満足度も高かった。プログラム内容の周知方法、プログラムと学校の組み合わせ等が次年度への課題となった。

事業の実施後に実施したアンケートでは、「楽しかった」が90.3%、日程、回数、時間などの設定は「ちょうどいい」が79.2%、「来年度も参加したい」が97.3%と参加した児童・保護者からは好評をいただくことができた。

事業実施中、参加した子どもたちが真剣な面持ちで工作・書道の作品作成や科学実験に向き合ったり、スポーツ教室やバランスボールでは時折大きな歓声が響きわたり、人数こそ少なかったが劇あそびでは、恒例の発表会でご家族に自作の劇を披露して大きな拍手をもらったりと、それぞれが充実した時間を過ごすことができたのではないかと考える。

今回の課題、アンケート結果、講師・実行委員会の意見等も踏まえ、より充実した事業となるよう研究と工夫を続けていきたい。

議案第19号

「朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準」
の策定について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、朝霞市教育委員会情報セキュリティポリシーセキュリティ対策基準を策定することについて、議決を求める。

令和7年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市教育委員会 情報セキュリティポリシー セキュリティ対策基準

令和7年3月25日
朝霞市教育委員会定例会

第1章	目的	1
第2章	定義	1
第3章	対象とする脅威	2
第4章	適用範囲	3
第1節	適用の範囲	3
第2節	情報資産の範囲	3
第5章	教職員等の遵守義務	3
第6章	情報セキュリティ対策	3
第1節	組織体制	3
第1項	最高情報セキュリティ責任者 (CISO)	4
第2項	統括教育情報セキュリティ責任者	4
第3項	教育情報セキュリティ責任者	4
第4項	学校教育情報セキュリティ管理者	5
第5項	教育情報システム管理者	5
第6項	教育情報システム担当者	5
第7項	学校教育情報セキュリティ担当者	5
第8項	教育情報セキュリティ委員会	6
第9項	兼務の禁止	6
第10項	教育情報セキュリティに関する統一的な窓口の設置	6
第11項	教職員等	6
第12項	教育委員会事務局職員	7
第2節	情報資産の分類と管理	7
第1項	情報資産台帳の作成及び管理	7
第2項	情報資産の分類	7
第3節	物理的セキュリティ	8
第1項	サーバ等の管理	8
第2項	管理区域の管理	9
第3項	サーバ等機器の管理	10
第4項	通信回線及び通信回線装置の管理	10
第5項	教職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理	10
第6項	学習者用端末の管理	11
第4節	人的セキュリティ	12
第1項	教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者の措置事項	12
第2項	教職員等の遵守事項	14
第3項	教育委員会事務局職員の遵守事項	19
第4項	研修及び訓練	19
第5項	情報セキュリティインシデントの報告	20
第5節	技術的セキュリティ	21
第1項	端末に対する技術的セキュリティ対策	21
第2項	ネットワークに対する技術的セキュリティ対策	22
第3項	システムに対する技術的セキュリティ対策	23
第4項	その他の機器に対する技術的セキュリティ対策	25
第6節	外部サービスの利用	25
第1項	業務委託	25
第2項	情報システムに関する業務委託	27
第3項	外部サービス（クラウドサービス）の利用（重要性Ⅱ以上の情報を取り扱う場合）	28
第4項	外部サービス（クラウドサービス）の利用（重要性Ⅱ以上の情報を取り扱わない場合）	31
第7章	自己点検の実施	32
第8章	情報セキュリティポリシーの見直し	32

第1章 目的

本情報セキュリティ対策基準は、本市教育委員会が保有する学校教育に係る情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について対策の基準を定めることを目的とする。

なお、教育情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市教育委員会の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

第2章 定義

1. ネットワーク
 コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
2. 情報システム
 コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
3. 情報セキュリティ
 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
4. 情報セキュリティポリシー
 朝霞市情報セキュリティ基本方針及び朝霞市教育委員会情報セキュリティ対策基準をいう。
5. 機密性
 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
6. 完全性
 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
7. 可用性
 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
8. 校務系
 校務(1. 教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関すること、2. 学校の施設設備、教材教具に関すること、3. 文書作成処理や人事管理事務や会計事務などの学校の内部事務に関すること、4. 教育委員会などの行政機関やPTA、社会教育団体など各種団体との連絡調整などの渉外に関すること等)に関わる情報システム及びデータをいう。

9. 学習系(GIGA 系)

校務のうち教育課程に基づく学習指導などの教育活動や児童生徒の学習活動に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

10. 行政システム接続系

校務のうち人事管理事務や会計事務などの学校の内部事務に関わる本市行政情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

11. 外部ネットワーク

教育委員会が所管するネットワーク以外のネットワーク環境をいう。

12. 外部ユーザー

本市教職員及び本市所管の学校に籍をおく児童生徒以外のユーザーをいう。

13. IaaS

システムを稼働させる基盤として、クラウド上で OS 等のインフラストラクチャの提供サービスを用いた環境をいう。

14. SaaS

システムを稼働させる基盤として、クラウド上でソフトウェアの提供サービスを用いた環境をいう。

第3章 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

1. 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な原因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
2. 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備、機器故障等の非意図的な原因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
3. 地震、落雷、火災等の災害によるサービス、業務の停止等
4. 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
5. 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4章 適用範囲

第1節 適用の範囲

本セキュリティ対策基準は、本市教育委員会が保有する学校教育に係る情報資産のすべてに適用する。

第2節 情報資産の範囲

本セキュリティ対策が対象とする情報資産は、以下のとおりとする。

1. ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
2. ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
3. 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書
4. 朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号）第2条第2項に規定する公文書

第5章 教職員等の遵守義務

本市教育委員会が保有する学校教育に係る情報資産に携わるすべての教職員、教育委員会事務局職員、非常勤講師、会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「教職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び同ポリシーに基づき定められる実施手順を遵守しなければならない。なお、本市教育委員会の業務委託を受けた外部委託業者等も、本市教育委員会が保有する学校教育に係る情報資産の範囲において同様に遵守する義務を負う。

第6章 情報セキュリティ対策

上記第3章の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

第1節 組織体制

本市教育委員会において、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を以下のとおり定める。

第1項 最高情報セキュリティ責任者（CISO）

1. 副市長を、CISO(Chief Information Security Officer)とする。CISO は、本市における全ての教育ネットワーク、教育情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

第2項 統括教育情報セキュリティ責任者

1. 教育長を、CISO 直属の統括教育情報セキュリティ責任者とする。統括教育情報セキュリティ責任者はCISOを補佐しなければならない。
2. 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市の全ての教育ネットワークにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
3. 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市の全ての教育ネットワークにおける情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
4. 統括教育情報セキュリティ責任者は、教育情報セキュリティ責任者、学校教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者、教育情報システム担当者及び学校教育情報セキュリティ担当者に対して、情報セキュリティに関する指導及び助言を行う権限を有する。
5. 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市の情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合に、CISOの指示に従い、CISO が不在の場合には自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を行う権限及び責任を有する。
6. 統括教育情報セキュリティ責任者は、本市の共通的な教育ネットワーク、教育情報システム及び情報資産に関する情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行う権限及び責任を有する。
7. 統括教育情報セキュリティ責任者は、緊急時等の円滑な情報共有を図るため、CISO、統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ責任者、学校教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者、教育情報システム担当者及び学校教育情報セキュリティ担当者を網羅する連絡体制を含めた緊急連絡網を整備しなければならない。
8. 統括教育情報セキュリティ責任者は、緊急時にはCISOに早急に報告を行うとともに、回復のための対策を講じなければならない。

第3項 教育情報セキュリティ責任者

1. 学校教育部長を教育情報セキュリティ責任者とする。
2. 教育情報セキュリティ責任者は、本市の教育情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有する。
3. 教育情報セキュリティ責任者は、本市において所有している教育情報シス

テムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う際の情報セキュリティに関する統括的な権限及び責任を有する。

4. 教育情報セキュリティ責任者は、本市において所有している教育情報システムについて、緊急時等における連絡体制の整備、情報セキュリティポリシーの遵守に関する意見の集約及び教職員等に対する教育、訓練、助言及び指示を行わなければならない。

第4項 学校教育情報セキュリティ管理者

1. 校長を、学校教育情報セキュリティ管理者とする。
2. 学校教育情報セキュリティ管理者は当該学校の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。
3. 学校教育情報セキュリティ管理者は、当該学校において、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合には、教育情報セキュリティ責任者及び統括教育情報セキュリティ責任者へ速やかに報告を行い、指示を仰がなければならない。

第5項 教育情報システム管理者

1. 教育委員会の情報システム担当課の課長を、教育情報システムに関する教育情報システム管理者とする。
2. 教育情報システム管理者は、所管する教育情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。
3. 教育情報システム管理者は、所管する教育情報システムにおける情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。
4. 教育情報システム管理者は、所管する教育情報システムに係る情報セキュリティ実施手順の維持・管理を行わなければならない。

第6項 教育情報システム担当者

1. 教育委員会の情報システム担当課の職員を、教育情報システムに関する教育情報システム担当者とする。
2. 教育情報システム担当者は、教育情報システム管理者の指示等に従い、教育情報システムの開発、設定の変更、運用、更新等の作業を行わなければならない。

第7項 学校教育情報セキュリティ担当者

1. 校務分掌によりセキュリティ担当者に任命された教職員を、学校教育情報セキュリティ担当者とする。

2. 学校教育情報セキュリティ担当者は、当該学校において、学校教育情報セキュリティ管理者の指示等に従い、当該学校のセキュリティ対策を推進するための対応を行わなければならない。

第8項 教育情報セキュリティ委員会

1. 本市の教育情報セキュリティ対策を統一的行うため、CISO、統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ責任者、学校教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者及びCISOが別途選任した者から構成される教育情報セキュリティ委員会を設置し、教育情報セキュリティポリシー等、教育情報セキュリティに関する重要な事項を決定する。
2. 教育情報セキュリティ委員会は、必要に応じて、本市における教育情報セキュリティ対策の改善計画を策定し、その実施状況を確認しなければならない。

第9項 兼務の禁止

1. 情報セキュリティ対策の実施において、やむを得ない場合を除き、承認又は許可の申請を行う者とその承認者又は許可者は、同じ者が兼務してはならない。
2. 監査を受ける者とその監査を実施する者は、やむを得ない場合を除き、同じ者が兼務してはならない。

第10項 教育情報セキュリティに関する統一的な窓口の設置

1. CISOは、教育情報セキュリティインシデントの統一的な窓口の機能を有する組織を整備し、教育情報セキュリティインシデントについて部局等より報告を受けた場合には、その状況を確認し、自らへの報告が行われる体制を整備しなければならない。
2. CISOによる教育情報セキュリティ戦略の意思決定が行われた際には、その内容を関係部局等に提供しなければならない。
3. 教育情報セキュリティインシデントを認知した場合には、その重要度や影響範囲等を勘案し、報道機関への通知・公表対応を行わなければならない。
4. 教育情報セキュリティに関して、関係機関や他の地方公共団体の教育情報セキュリティに関する統一的な窓口の機能を有する部署、外部の事業者等との情報共有を行わなければならない。

第11項 教職員等

教職員等は学校が所管する情報資産を取り扱う立場にあり、学校教育情報セキュリティ管理者の指導の下、情報セキュリティを遵守しなければならない。

第12項 教育委員会事務局職員

教育委員会事務局職員は学校の情報資産にアクセスできる立場にあり、教育情報セキュリティ責任者の指導の下、情報セキュリティを遵守しなければならない。

第2節 情報資産の分類と管理

本市教育委員会が保有する学校教育に係る情報資産は、取り扱う情報の重要度に応じて分類のうえ、情報資産台帳を作成し管理しなければならない。

第1項 情報資産台帳の作成及び管理

1. 統括教育情報セキュリティ責任者は、学校で標準的に所管する情報資産について、分類を定義した標準情報資産台帳を作成し、適宜更新する。
2. 学校教育情報セキュリティ管理者は、標準情報資産台帳に基づき、自校で所管する情報資産を確認し、不足内容を補完した自校向け情報資産台帳を整備する。

第2項 情報資産の分類

保有する情報資産は、次のとおり4段階の重要性分類を行わなければならない。

重要性 分類	定義	説明
I	セキュリティ侵害が教職員又は児童生徒の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。	人事情報など、個人の生命・財産に関わるような機密情報
II	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼす。	児童生徒のプライバシー性の高い機微情報（成績、健康関連、家族構成、生徒指導履歴等）や学校運営に係る校務系情報のなかで機密性の高い情報
III	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす。	児童生徒が学習活動で生成する学習系情報や、職員会議資料のような教職員全員が共有できる校務系情報
IV	影響をほとんど及ぼさない。	上記以外の情報であり、万が一セキュリティ侵害が発生しても、ほとんど影響を無視できる情報

第3節 物理的セキュリティ

第1項 サーバ等の管理

本項は、本市が管理又は本市が認めた施設及び学校に対しサーバ等機器を設置する場合の対策基準を定める。なお、IaaS、PaaS型クラウドを利用してコンピューティングリソースを調達して、教育情報システムを構築・運用する場合は「第6章第7節外部サービスの利用」に従うこと。

1. 機器の取付け

教育情報セキュリティ責任者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

2. 機器の電源

- ① 教育情報セキュリティ責任者は、サーバ等の機器の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適正に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けなければならない。
- ② 教育情報セキュリティ責任者は、落雷等による過電流に対して、サーバ等の機器を保護するための措置を講じなければならない。

3. 通信ケーブル等の配線

- ① 教育情報システム管理者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じなければならない。
- ② 教育情報システム管理者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、主要な箇所の通信ケーブル及び電源ケーブルについて、損傷等の報告があった場合、連携して対応しなければならない。
- ③ 教育情報システム管理者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、ネットワーク接続口（ハブのポート等）を他者が容易に接続できない場所に設置する等適正に管理しなければならない。
- ④ 教育情報システム管理者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、自ら又は学校教育情報セキュリティ担当者若しくは契約により操作を認められた委託事業者以外の者が配線を変更、追加できないように必要な措置を講じなければならない。

4. 機器の定期保守及び修理

- ① 教育情報セキュリティ責任者は、原則として、サーバ等の機器の定期保守を実施するなど、業務の停止を防ぐ措置を講じなければならない。
- ② 教育情報セキュリティ責任者は、事業者が故障を修理させるに当たり、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結するほか、秘密保持体制の確認等を行わなければならない。

5. 施設外又は学校外への機器の設置

教育情報システム管理者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、施設外又は学校外にサーバ等の機器を設置する場合、CIS0 の承認を得なければならない。また、定期的に当該機器への情報セキュリティ対策状況について確認しなければならない。

6. 機器の廃棄等

統括教育情報セキュリティ責任者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

第2項 管理区域の管理

1. 管理区域の構造等

- ① 管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行うための部屋等並びに電磁的記録媒体の保管庫をいう。
- ② 教育情報システム管理者は、管理区域から外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない立入りを防止しなければならない。
- ③ 教育情報システム管理者は、マシン室等内の機器等に、転倒、落下防止等の耐震対策、防火措置、防水措置等を講じなければならない。
- ④ 教育情報システム管理者は、管理区域に配置する消火薬剤、消防用設備等が、機器等及び電磁的記録媒体に影響を与えないようにしなければならない。

2. 管理区域の入退室管理等

- ① 教育情報システム管理者は、管理区域への入退室を許可された者のみに制限し、入退室管理簿の記載による入退室管理を行わなければならない。
- ② 教職員等及び委託事業者は、管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。
- ③ 教育情報システム管理者は、外部からの訪問者が管理区域に入る場合には、必要に応じて立入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された教職員等が付き添うものとする措置を講じなければならない。
- ④ 教育情報システム管理者は、管理区域について、当該情報システムに関連しない、又は個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない。

3. 機器等の搬入出

- ① 教育情報システム管理者は、搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ教職員等又は委託事業者を確認を行わせなければならない。
- ② 教育情報システム管理者は、管理区域からの機器等の搬入出について、職員を立ち合わせなければならない。

第3項 サーバ等機器の管理

- ① 教育情報システム管理者は、サーバ等機器の役割や用途を検討の上、サーバ等機器の電源、ディスク、ケーブルを適正に冗長化に努めなければならない。
- ② 教育情報システム管理者は、校務系サーバその他の校務系情報を格納しているサーバを冗長化し、同一データを保持しなければならない。また、メインサーバに障害が発生した場合に、速やかにセカンダリサーバを起動し、システムの運用停止時間を最小限にしなければならない。

第4項 通信回線及び通信回線装置の管理

- ① 教育情報システム管理者は、学校内の通信回線及び通信回線装置を適正に管理しなければならない。また、通信回線及び通信回線装置に関連する文書を適正に保管しなければならない。
- ② 教育情報システム管理者は、外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らさなければならない。
- ③ 教育情報システム管理者は、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。
- ④ 教育情報システム管理者は、ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報の破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施しなければならない。
- ⑤ 教育情報システム管理者は、取り扱うデータに応じた運用水準を検討の上、継続的な運用を可能とする回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置を講じなければならない。

第5項 教職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理

- ① 教育情報システム管理者は、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講じなければならない。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講じなければならない。
- ② 教育情報システム管理者は、盗難防止のため、モバイル端末及び電磁的記録媒体の使用時以外の施錠管理等の物理的措置を講じなければならない。電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。
- ③ 教育情報システム管理者は、不正アクセス防止のため、ログイン時のIDパスワードによる認証、加えて多要素認証の実施等、使用する目的に応じた適切な物理的措置を講じなければならない。
- ④ 教育情報システム管理者は、教育情報システムへアクセスする端末へのログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。
- ⑤ 教育情報システム管理者は、校務系システムを利用する端末では「知識」、「所持」、「存在」を利用する認証手段のうち二つ以上を併用する認証（多要

素認証等)を行うよう設定しなければならない。

- ⑥ 教育情報システム管理者は、特に強固なアクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合、校務情報等の重要な情報資産を取り扱う端末に対し、当該データ暗号化等の措置により、不正アクセスや教員の不注意等による情報流出への対策を講じなければならない。端末に暗号化機能を持つセキュリティチップが搭載されている場合、その機能を有効に活用しなければならない。
- ⑦ 教育情報システム管理者は、端末の学校外での業務利用の際は、遠隔消去機能を利用する等の措置を講じなければならない。
- ⑧ 教育情報システム管理者は、パソコンやモバイル端末における不正プログラム感染の脅威に対し、不正プログラム対策ソフトウェアの導入等の対策を講じなければならない。なお、OSによっては標準的に不正プログラム対策ソフトウェアを備えている製品、OSとして不正プログラム感染のリスクが低い仕組みとなっている製品などもあるため、実際に運用する端末において適切な対策を講じること。強固なアクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合、校務情報等の重要な情報資産を取り扱う端末に対し、当該端末の状況及び通信内容を監視し、異常、あるいは不審な挙動を検知する仕組み(ふるまい検知)等の活用を検討し、適切な対策を講じること。
- ⑨ 教育情報システム管理者は、インターネットへ接続をする場合、教職員等のパソコン、モバイル端末に対して不適切なウェブページの閲覧を防止するウェブフィルタリング等の対策を講じなければならない。

第6項 学習者用端末の管理

- ① 教育情報システム管理者は、パソコンやモバイル端末における不正プログラム感染の脅威に対し、不正プログラム対策ソフトウェアの導入等の対策を講じなければならない。なお、OSによっては標準的に不正プログラム対策ソフトウェアを備えている製品、OSとして不正プログラム感染のリスクが低い仕組みとなっている製品などもあるため、実際に運用する端末において適切な対策を講じること。
- ② 教育情報システム管理者は、端末の学校外での業務利用の際は、遠隔消去機能を利用する等の措置を講じなければならない。
- ③ 教育情報システム管理者は、端末のセキュリティ状態の監視に加えて、不適切なアプリケーションやコンテンツの利用を制限し、常に安全で児童生徒が安心して利用できる状態を維持しなければならない。
- ④ 教育情報システム管理者は、端末のセキュリティ設定やOSアップデート、ウェブブラウザのアップデート、学習用ツールのインストール、端末の利用履歴も含めた状態確認などの作業を、離れた場所からでも一元管理しなければならない。
- ⑤ 教育情報システム管理者は、インターネットへ接続をする場合、児童生徒のパソコン、モバイル端末に対して不適切なウェブページの閲覧を防止するウェブフィルタリング等の対策を講じなければならない。

第4節 人的セキュリティ

第1項 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者の措置事項

1. 情報資産の管理

① 情報資産の持ち出し及び持ち込みの記録管理

教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校に勤務する教職員等による情報資産の外部持ち出し及び持ち込みについて、記録管理しなければならない。

② 情報資産の廃棄管理

(ア) 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校の情報資産の廃棄処理を外部に委託する場合は、学校の外に委託業者が持ち出す行為に教職員等が立ち合うように指示し、誤廃棄を予防しなければならない。

(イ) 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校で廃棄した情報資産を記録管理しなければならない。

2. 教職員等の情報セキュリティ意識醸成

① 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校に勤務する教職員等に対して、日頃から情報セキュリティに関する話題を積極的に提供し、情報セキュリティ研修を受講させるなど、積極的にセキュリティ意識の向上を図らなければならない。

② 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校内でセキュリティ事故につながりかねないヒヤリ・ハット事案を抑止するために、教職員等が事案を発見した際に、ただちに対処し、速やかに報告が上がるよう、教職員等に対する情報セキュリティ意識の醸成と風通しのよい関係性維持に努めなければならない。

③ 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校に勤務する教職員等が常に情報セキュリティポリシー及び同ポリシーに基づき定められる実施手順を閲覧・確認できるように配慮しなければならない。

3. 端末等の持ち出し及び持ち込みの記録

教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校の端末等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成し、保管しなければならない。

4. 教職員等への情報セキュリティポリシー等の遵守指導

① 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校に着任した新規採用教職員等及び他自治体から本市に新規赴任した教職員等に対し、教育情報セキュリティポリシー等の遵守すべき内容を理解・浸透するように指導を行わなければならない。

- ② 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校に勤務する教職員等に対して、必要に応じて情報セキュリティポリシーの遵守の同意書への署名を求めなければならない。

5. 新規ソフトウェア及びコンテンツの導入・利用判断

学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校の教職員等から、導入したソフトウェア・コンテンツの制限解除や、業務上新たなソフトウェア・コンテンツの導入について、事前に相談があった場合は、教育情報システム管理者に届出書を用いて申請をしなければならない。

6. インターネット接続及び電子メール利用の制限

- ① 学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する施設、学校の教職員等に端末等による作業を行わせる場合において、業務以外でのインターネット接続及び電子メールの利用をしないよう教職員等に指導しなければならない。なお、ウェブフィルタリングの設定について、教職員等から相談があった場合は、教育情報システム管理者に届出書を用いて申請をしなければならない。
- ② 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、端末等の機能を教職員等の業務内容に応じて整理し、不必要な機能については制限しなければならない。

7. 校内及び執務室での管理

教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、教職員等と協力して下記を管理しなければならない。

- ① 来校者の氏名及び入退時刻を記録しなければならない。
- ② 来校者には名札などを着用させ、第三者であることが識別できるようにしなければならない。
- ③ 地域住民、保護者などに校内施設を開放する場合、執務室等開放していない施設へは入場できないよう制限を設けなければならない。

8. 自己点検の実施

- ① 教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者は、年1回、所管する施設、学校の自己点検を行わなければならない。
- ② 学校教育情報セキュリティ管理者は、自己点検の結果を教育情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。教育情報セキュリティ責任者は、学校教育情報セキュリティ管理者より受けた報告結果と合わせ、自己点検の結果を教育情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

9. 委託事業者に対する説明

教育情報セキュリティ責任者は、ネットワーク及び教育情報システムの開発、保守等を委託事業者が発注する場合、再委託事業者も含めて、教育情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならない。

第2項 教職員等の遵守事項

1. 情報セキュリティポリシー等の遵守

教職員等は、情報セキュリティポリシー及び同ポリシーに基づき定められる実施手順を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに教育情報セキュリティ責任者又は学校教育情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰がなければならない。

2. 執務上での管理

① 執務室の施錠管理

執務室にて教職員等が不在となる場合には、執務室を施錠しなければならない。

② 来校者等への対応

来校者等を執務室に入れる場合には、学校教育情報セキュリティ管理者又は学校教育情報セキュリティ担当者の許可を求めなければならない。

③ 机上の端末等の管理

教職員等は、端末等、電磁的記録媒体及び情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は学校教育情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末等のロックや電磁的記録媒体、文書等を容易に閲覧されない場所へ保管する等、適正な措置を講じなければならない。

3. 支給端末の取扱い

① 教職員等は、業務目的以外で支給端末を利用してはならない。

② 教職員等は、外部のソフトウェアを無断で支給端末にインストールしてはならない。業務上必要な場合には、事前に学校教育情報セキュリティ管理者を介して、教育情報システム管理者の許可を得ること。

③ 教職員等は、支給端末の利用において、セキュリティ機能に関する設定変更を無断ではてはならない。

④ 教職員等は、モバイル端末を利用する場合は、盗難・紛失リスクに備えての安全管理をしなければならない。

⑤ 業務端末から離れる時は、端末をロックするなど、他者が閲覧できないようしなければならない。

⑥ 業務終了後と外出時には、電源を落とさなければならない。

⑦ 業務で取り扱うデータは、適宜共有領域に保存することとし、データを保存した状態で、支給端末を校外に持ち出してはならない。

4. 支給以外の端末等及び電磁的記録媒体等の業務利用

① 教職員等は、支給以外の端末等及び電磁的記録媒体等を原則業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、支給された電磁的記録媒体等を学校教育情報セキュリティ管理者の許可を得て利用することができる。

② 教職員等は、支給以外の端末等及び電磁的記録媒体等を用いる場合には、学校教育情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、外部で情報処理作業を行

う際に情報セキュリティ実施手順で定める安全管理措置を遵守しなければならない。

5. 端末等や電磁的記録媒体等の持ち出し及び教育委員会・学校が構築・管理している環境の外部における情報処理作業の制限

- ① 教職員等は、支給の端末等、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合には、学校教育情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- ② 教職員等は、外部で情報処理業務を行う場合には、学校教育情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

6. ID の取扱い

教職員等は、自己の管理する ID に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ② 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。
- ③ 教職員等は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、学校教育情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。なお、市が導入するシステムに係る ID については、学校教育情報セキュリティ管理者から教育情報システム管理者へ通知すること。

7. パスワードの取扱い

教職員等は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ① パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。
- ② パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。
- ③ パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。
- ④ パスワードが流出したおそれがある場合には、学校教育情報セキュリティ管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更しなければならない。
- ⑤ 複数の教育情報システムを扱う教職員等は、同一のパスワードを複数のシステム間で用いてはならない。ただし、シングルサインオンを除く。
- ⑥ 仮のパスワード（初期パスワードを含む）は、最初のログイン時点で変更しなければならない。
- ⑦ サーバ、ネットワーク機器及びパソコン等の端末にパスワードを記憶させてはならない。
- ⑧ 教職員等間でパスワードを共有してはならない。ただし、共有 ID に対するパスワードは除く。
- ⑨ 共有 ID に対するパスワードは定期的に又はアクセス回数に基づいて変更しなければならない。

8. 電磁的記録媒体の取扱い

- ① 利用する電磁的記録媒体は教育委員会又は学校から支給された公式の媒体を使用しなければならない。その他の媒体は使用してはならない。
- ② 電磁的記録媒体は、職員室の書庫等の鍵のかかる場所に施錠保管しなければならない。

ならない。

9. 電子メールの利用制限

- ① 教職員等は、自動転送機能を用いて、電子メールを転送してはならない。
- ② 教職員等は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信してはならない。
- ③ 教職員等は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。
- ④ 教職員等は、重要な電子メールを誤送信した場合、学校教育情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- ⑤ 教職員等は、ウェブで利用できるフリーメールサービス等を教育情報セキュリティ責任者の許可無しに使用してはならない。
- ⑥ 情報ファイルを添付する場合には、パスワード設定等の対策を講じなければならない。その際、パスワードを同一メールに記載してはならない。
- ⑦ 送信時には誤送信を予防するため、送信先のメールアドレス、添付ファイルの内容を確認しなければならない。
- ⑧ 差出人、添付ファイル又は本文中のリンク先等が不審なメールを受信した場合には、添付ファイルの閲覧やリンク先 URL にアクセスせずに、学校教育情報セキュリティ管理者に指示を仰がなければならない。

10. クラウドサービス、ソーシャルメディアサービス利用制限

- ① 重要性分類Ⅱ以上の情報資産を、インターネットを通信経路としたパブリッククラウドサービスで取り扱ってはならない。なお、強固なアクセス制御による対策を講じたシステム構成の場合は、その限りではない。
- ② 私的に契約したクラウドサービスを業務利用してはならない。
- ③ ソーシャルメディアサービスを利用して、業務上知り得た情報を公開してはならない。

11. 不正プログラム対策に関する教職員等の遵守事項

教職員等は、不正プログラム対策に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ① パソコンやモバイル端末において、不正プログラム対策ソフトウェアが導入されている場合は、当該ソフトウェアの設定を変更してはならない。OS 及び不正プログラム対策ソフトウェアが常に最新の状態に保てるようにしなければならない。自動更新される設定の場合は、自動更新設定を変えてはならない。
- ② 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行わなければならない。自動的にチェックされる設定の場合は、自動チェック設定を変えてはならない。
- ③ 差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除しなければならない。
- ④ 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的に実施しなければならない。自動的にフルチェックされる設定の場合は、自動フルチェック設定を変えてはならない。
- ⑤ 添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアでチェックを行わなければならない。自動的にチェックされる

設定の場合は、自動チェック設定を変えてはならない。

- ⑥ 教育情報セキュリティ責任者が提供する不正プログラム情報を、常に確認しなければならない。
- ⑦ コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合は、すみやかに学校教育情報セキュリティ管理者に報告し、指示を仰がなければならない。また、以下の対応を行わなければならない。
 - (ア) 有線 LAN につながる端末等の場合は、LAN ケーブルの即時取り外しを行わなければならない。
 - (イ) 無線 LAN につながる端末等の場合は、直ちに利用を中止し、通信を行わない設定への変更を行わなければならない。
 - (ウ) 指示があるまでは、端末の電源は切らずに保持しなければならない。

12. 暗号化

- ① 教職員等は、情報資産の分類により定めた取扱制限に従い、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合には、統合教育情報セキュリティ責任者が定めた暗号化又はパスワード設定等、セキュリティを考慮して、送信しなければならない。
- ② 教職員等は、暗号化を行う場合に統合教育情報セキュリティ責任者が定める以外の方法を用いてはならない。また、統合教育情報セキュリティ責任者が定めた方法で暗号のための鍵を管理しなければならない。
- ③ 重要性分類Ⅱ以上の情報を取り扱う端末等で作成したデータを、児童生徒の利用が想定される電磁的記録媒体又はフォルダ等の領域へ保存する場合や、重要性分類Ⅱ以上の情報が保存されている電磁的記録媒体又はフォルダ等の領域から、児童生徒の利用が想定される電磁的記録媒体又はフォルダ等の領域へ移動、複製等をする場合、統合教育情報セキュリティ責任者が定めた電子署名、暗号化又はパスワード設定等を実施し、児童生徒による情報の閲覧、改ざん、複製等を防ぐ措置を講じなければならない。

13. 無許可ソフトウェアの導入等の禁止

- ① 教職員等は、端末等に無断でソフトウェアを導入してはならない。
- ② 教職員等は、業務上の必要がある場合は、学校教育情報セキュリティ管理者を介して、教育情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアを導入することができる。なお、導入する際は、学校教育情報セキュリティ管理者又は教育情報システム管理者は、ソフトウェアのライセンスを管理しなければならない。
- ③ 教職員等は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。

14. 機器構成の変更の制限

- ① 教職員等は、端末等に対し機器の改造及び増設・交換を行ってはならない。ただし、キーボード、スキャナー、マイク、マウス等の入力装置及びスピーカー、プリンター、モニター等の出力装置は学校教育情報セキュリティ管理者の許可を得れば増設できる。
- ② 教職員等は、業務上、端末等に対し機器の改造及び増設・交換を行う必要がある場合には、教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ

管理者の許可を得なければならない。

15. 無許可でのネットワーク接続の禁止

教職員等は、教育情報セキュリティ責任者の許可なく端末等をネットワークに接続してはならない。

16. 業務以外の目的でのウェブ閲覧の禁止

教職員等は、業務以外の目的でウェブを閲覧してはならない。

17. 外部からのアクセス等の制限

教職員等が学校外へ端末を持ち出し外部から内部のネットワーク又は情報システムにアクセスする場合は、学校教育情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。なお、学校教育情報セキュリティ管理者は、持出・持戻の記録を作成し、保管しなければならない。

18. 児童生徒への指導事項

教職員等は、児童生徒に学習者用端末等を利用させるにあたり、以下の事項について指導を行わなければならない。

① 学習用途の利用限定

学習者用端末及び学習系クラウドサービスは学習目的で利用すること。

② 利用者認証情報の秘匿管理

ID 及びパスワードは他の人に知られないようにすること。

③ 不正プログラム対策ソフトウェアの管理

不正プログラム対策ソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。

④ 端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定変更禁止

利用する端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を、許可なく変更してはならないこと。

⑤ 学習系情報は学習系クラウドに保管

端末で生成した情報の保存先を学習系クラウドに指定できる機能がある場合には、この機能を利用して原則学習系クラウドに保管し、学習者用端末にローカル保存は必要最小限とすること。

⑥ 無断での外部ソフトウェアインストール禁止

無断で外部ソフトウェアをインストールしないようにすること。

⑦ コミュニケーションツールの利用制限

学校から許可されたコミュニケーションツール（SNS、チャット等）のみを利用すること。

⑧ 不正プログラム感染が疑われる場合の報告

学習用端末が動かない、勝手に操作されている、いつもと異なる画面や警告が表示されるなどの症状が出た場合、すぐに担任教員に報告すること

⑨ 端末の安全な取扱い

学習用端末は大事に取り扱い、盗難・紛失・破損等に注意すること。

⑩ 私物端末利用禁止

私物端末など承認されていない端末を学校に持ち込んで、学校のネットワークに接続しないこと。

19. 異動・退職時等の遵守事項

教職員等は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産（紙情報、データの格納された端末、電磁的記録媒体等）を、返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。なお、市外異動等により、教材や研究成果等の重要性分類Ⅳに相当する情報資産を外部へ持ち出す場合には、教育情報セキュリティ責任者又は学校教育情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

第3項 教育委員会事務局職員の遵守事項

教育委員会事務局職員は、教育情報セキュリティ責任者の指導の下、以下の規定を遵守しなければならない。

1. 教育情報セキュリティポリシー等の遵守
2. 業務以外の目的での使用の禁止
3. 校務用端末による外部における情報処理作業の禁止
4. 重要性分類Ⅱ以上の情報資産について校務用端末以外の端末等及び電磁的記録媒体等によるアクセスの禁止
5. 知りえた情報の秘匿
6. 業務を離れる場合の遵守事項

異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産をすべて返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

第4項 研修及び訓練

1. 情報セキュリティに関する研修・訓練

教育情報セキュリティ責任者は、全ての教職員等に対する情報セキュリティに関する研修を受講できるようにし、必要に応じて実施しなければならない。

2. 研修計画の策定及び実施

- ① 研修計画において、教職員等は、毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるようにしなければならない。
- ② 新規採用の教職員等を対象とする情報セキュリティに関する研修を実施しなければならない。
- ③ 研修は、統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ責任者、学校教育情報セキュリティ管理者、教育情報システム管理者、教育情報システム担当者、学校教育情報セキュリティ担当者、及びその他教職員等に対して、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものに行なければならない。
- ④ 学校教育情報セキュリティ管理者は、所管する学校の研修の受講状況及び主催した研修を記録し、教育情報セキュリティ責任者へ報告しなければならない。

い。

- ⑤ 教育情報セキュリティ責任者は、所管する課室等の研修の受講状況及び主催した研修を記録し、学校教育情報セキュリティ管理者より報告された研修の受講状況及び開催された研修の記録と合わせ、研修の実施状況を分析、評価し、CISO 及び統括教育情報セキュリティ責任者に情報セキュリティ対策に関する研修の実施状況について報告しなければならない。
- ⑥ 教育情報セキュリティ責任者は、毎年度1回、教育情報セキュリティ委員会に対して、教職員等の情報セキュリティ研修の実施状況について報告しなければならない。

3. 緊急時対応訓練

CISO は、緊急時対応を想定した訓練を定期的実施しなければならない。訓練計画は、ネットワーク及び各情報システムの規模等を考慮し、訓練実施の体制、範囲等を定め、また、効果的に実施できるようにしなければならない。

4. 研修・訓練への参加

全ての教職員等は、定められた研修・訓練に参加しなければならない。

第5項 情報セキュリティインシデントの報告

1. 情報セキュリティインシデントの報告

- ① 教職員等は、情報セキュリティインシデントを認知した場合、直ちに学校教育情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- ② 報告を受けた学校教育情報セキュリティ管理者は、速やかに統括教育情報セキュリティ責任者、教育情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティに関する統一的な窓口へ報告しなければならない。

2. 教職員等の報告義務

- ① 教職員等は、教育情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見した場合、直ちに教育情報セキュリティ責任者及び学校教育情報セキュリティ管理者に報告を行わなければならない。
- ② 違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると統括教育情報セキュリティ責任者が判断した場合は、緊急時対応計画に従って適切に対処しなければならない。

3. 住民等外部からの情報セキュリティインシデントの報告

- ① 教職員等は、管理対象のネットワーク及び教育情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて、住民等外部から報告を受けた場合、学校教育情報セキュリティ管理者に報告しなければならない。
- ② 報告を受けた学校教育情報セキュリティ管理者は、速やかに教育情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- ③ 教育情報セキュリティ責任者は、当該情報セキュリティインシデントについて、CISO 及び統括教育情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- ④ CISO は、教育情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシ

メントについて、住民等外部から報告を受けるための窓口を設置し、当該窓口への連絡手段を公表しなければならない。

4. 情報セキュリティインシデント原因の究明・記録、再発防止等

- ① 統括教育情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントについて、教育情報セキュリティ責任者、学校教育情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティに関する統一的な窓口と連携し、情報セキュリティインシデント原因を究明し、記録を保存しなければならない。また、情報セキュリティインシデントの原因究明の結果から、再発防止策を検討し、CIS0に報告しなければならない。
- ② CIS0は、統括教育情報セキュリティ責任者から、情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合は、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

5. 支給端末の運用・連絡体制の整備

統括教育情報セキュリティ責任者は、学校内外での支給端末の運用ルールを制定し、インシデント時の連絡先対応方法を各学校にて整理し、実施手順に反映しなければならない。

第5節 技術的セキュリティ

第1項 端末に対する技術的セキュリティ対策

1. 校務端末の設定

教職員等が主として扱う校務端末に対して、以下の対策を講じなければならない。

- ① 端末のサインインには多要素認証を用いて、なりすましによる不正利用を防止しなければならない。
- ② 内蔵ディスクの暗号化・現在位置の追跡・遠隔消去機能を用いて、紛失時の情報漏洩を防止しなければならない。
- ③ 無操作時に自動でロック画面に遷移する設定を行い、離席時等の盗み見を防止しなければならない。
- ④ 電磁的記録媒体の利用を制限し、教職員等による意図せぬ情報漏洩を防止しなければならない。
- ⑤ 端末設定を集中管理し、教職員等による意図せぬ情報漏洩を防止しなければならない。
- ⑥ 導入されるソフトウェアを集中管理し、安全性の低いソフトウェア利用による情報漏洩を防止しなければならない。
- ⑦ 利用するソフトウェアを定期的に更新し、最新の状態であることを管理しなければならない。
- ⑧ アンチウイルス及びアンチスパイウェア機能を有する不正プログラム対策ソフトウェアにより、防御を行わなければならない。また、定期スキャン

を自動で実施し、ウイルス及びスパイウェアの早期発見に努めなければならない。

- ⑨ 振る舞い検知型のマルウェア対策(EDR)機能を有する不正プログラム対策ソフトウェアにより、インシデント発生時の拡散を防止しなければならない。

2. 学習者用端末の設定

児童生徒が主として扱う学習者用端末に対して、以下の対策を講じなければならない。

- ① 端末設定を集中管理し、児童生徒や教職員等による意図せぬ情報漏洩を防止しなければならない。
- ② 導入されるソフトウェアを集中管理し、安全性の低いソフトウェア利用による情報漏洩を防止しなければならない。

3. ログの取得

インシデント発生の予防・調査対応を可能とするため、以下の対策を講じなければならない。

- ① 校務端末へのサインイン情報を管理し、ログとして6か月以上保管しなければならない。
- ② 校務端末の操作ログを管理し、ログとして6か月以上保管しなければならない。
- ③ 校務端末の不正プログラム対策ソフトウェア検知情報を管理し、ログとして6か月以上保管しなければならない。

第2項 ネットワークに対する技術的セキュリティ対策

1. ネットワークの接続制御、経路制御

ゼロトラストネットワーク構成の考え方に基づき、教職員等及び児童生徒の扱う端末、利用される業務システムは、利用する場所を問わず、安全に必要な情報にのみアクセス可能とするため、接続の制御と通信経路の制御を管理しなければならない。

2. 外部ネットワークとの接続制限

外部ネットワークとの接続にあたり、以下の対策を講じなければならない。

- ① 各学校から外部への接点となる通信機器では、通信制御を行い、外部からのアクセスを遮断しなければならない。
- ② 校務端末から外部へアクセスする通信は、フィルタリング機能を用いて制御を行わなければならない。
- ③ 学習者用端末から外部へアクセスする通信は、フィルタリング機能を用いて制御を行わなければならない。
- ④ 校務端末からの、外部クラウドサービスへのデータ送信は、原則として禁止しなければならない。
- ⑤ IaaS 環境から更新情報等を外部から取得する際は、プロキシサーバー等を用いて直接接続を禁止しなければならない。

3. ネットワーク及び無線 LAN の不正接続・盗聴対策

教育委員会の所管するネットワーク（無線 LAN 環境を含む）への接続にあたり、以下の対策を講じなければならない。

- ① IaaS に接続する際は、認証を受けた通信のみを許可し、外部からのアクセスを遮断しなければならない。
- ② IaaS に接続する通信は、通信を暗号化し、外部から秘匿しなければならない。
- ③ 校務端末で利用される通信は、利用する場所に関わらず通信を暗号化し、外部から秘匿しなければならない。
- ④ 学校及び事務局に設置される無線 LAN は、SSID とパスワードを設定し、接続を制限しなければならない。
- ⑤ 学校及び事務局に設置される無線 LAN は、接続される機器との通信を暗号化し、外部から秘匿しなければならない。

4. 重要性が高い情報に対するインターネットを介した外部からのリスクへの対応

重要性が高い情報を扱う機器に対しインターネットを介した外部からのリスクへ対応するため、以下の対策を講じなければならない。

- ① 校務端末で利用される通信は、外部からのアクセスを遮断しなければならない。
- ② 校務端末で利用される通信は、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行わなければならない。
- ③ 校務端末で利用される通信は、システムの脆弱性を悪用しようとする攻撃から防御し、自動的に当該通信を遮断しなければならない。

5. ログの取得

ネットワークを制御する機能に対して、インシデント発生の予防・調査対応を可能とするため、以下の対策を講じなければならない。

- ① 校務端末のインターネットアクセスログ、有害サイトのブロックログを管理し、ログとして 6 か月以上保管しなければならない。
- ② 学校外（自宅等）からのリモート接続ログを管理し、ログとして 6 か月以上保管しなければならない。
- ③ 教育委員会が認めないクラウドサービスへのアクセスログを管理し、ログとして 6 か月以上保管しなければならない。

第3項 システムに対する技術的セキュリティ対策

1. アクセス制御（認証等）

システム及びクラウドサービスを利用するにあたり、以下の対策を講じなければならない。

- ① ファイル保管・共有領域への通信は、認証を受けた通信のみを許可し、外部からのアクセスを遮断しなければならない。
- ② ファイル保管・共有領域は、外部への共有を禁止し、教職員等による意図せ

ぬ情報漏洩を防止しなければならない。

- ③ ファイル保管・共有領域へのアクセスは、ユーザーの権限に応じてアクセス可能な範囲を管理し、教職員等による意図せぬ情報漏洩を防止しなければならない。
- ④ 端末及びシステム利用に用いるユーザーは、アクセス可能な範囲に応じて権限を分けて管理し、教職員等による意図せぬ情報漏洩を防止しなければならない。
- ⑤ クラウドサービスにサインインする際は、多要素認証機能を用いた認証機能とシングルサインオンを用いて認証し、なりすましによる不正利用を防止しなければならない。

2. 外部ユーザーからのアクセス制限

保護者等、外部のユーザーと共同利用するシステムに対して、以下の対策を講じなければならない。

- ① 外部のユーザーと共同利用するシステムに対するアクセスは、外部ユーザーからのアクセスを当該システムのみに限定し、教職員等が利用するシステムへのアクセスを遮断しなければならない。
- ② 外部のユーザーと共同利用するシステム内におけるデータへのアクセスは、ユーザーの権限に応じてアクセス可能な範囲を管理し、意図せぬ情報漏洩を防止しなければならない。

3. 電子メールのセキュリティ管理

教職員等が電子メールを利用するにあたり、以下の対策を講じなければならない。

- ① 電子メールは、校務端末からのアクセスのみ利用可能としなければならない。
- ② 電子メールは、教職員等に係る事故等が発生した際に、当局の捜査や訴訟時に証拠として提出するため、書き換えできない状態で安全に保管しなければならない。

4. バックアップの取得

IaaS を用いたシステムを導入する際は、システムの稼働維持のため、バックアップを取得し、管理しなければならない。

5. ログの取得

システムを提供する機能に対して、インシデント発生の予防・調査対応を可能とするため、以下の対策を講じなければならない。

- ① 業務システムへの操作情報を管理し、ログとして 90 日以上保管しなければならない。
- ② 業務システムの稼働情報を管理し、ログとして 6 か月以上保管しなければならない。
- ③ ファイル暗号化免除申請時の承認履歴を管理し、ログとして 6 か月以上保管しなければならない。

第4項 その他の機器に対する技術的セキュリティ対策

複合機や、テレビ会議システム、ネットワークカメラ(通信機能を備えた防犯カメラ)等の特定用途機器に対して、以下の対策を講じなければならない。

- ① 機器の設定を行う権限を有する ID/Password を設定し、不正利用を防止しなければならない。
- ② 利用するデータが外部に公開されない様に設定し、意図せぬ情報漏洩を防止しなければならない。

第6節 外部サービスの利用

第1項 業務委託

1. 業務委託に係る運用規定の整備

統括教育情報セキュリティ責任者は、業務委託に係る以下の内容を全て含む運用規定を整備しなければならない。

- ① 委託事業者への提供を認める情報及び委託する業務の範囲を判断する基準
(以下「委託判断基準」という。)
- ② 委託事業者の選定基準

2. 業務委託実施前の対策

- ① 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託実施までに、以下を全て含む事項を実施しなければならない。
 - (ア) 委託事業者の選定基準委託する業務内容の特定
 - (イ) 委託事業者の選定条件を含む仕様の策定
 - (ウ) 仕様に基づく委託事業者の選定
 - (エ) 情報システムの運用、保守等を委託する場合には、次に掲げる情報セキュリティ要件を明記した契約の締結
 - i. 教育情報セキュリティポリシー及び当該ポリシーに基づき定められる実施手順の遵守
 - ii. 個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取り決め
 - iii. 委託事業者の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定
 - iv. 提供されるサービスレベルの保証
 - v. 委託事業者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法
 - vi. 委託事業者の従業員に対する教育の実施
 - vii. 提供された情報の目的外利用及び委託事業者以外の者への提供の禁止
 - viii. 業務上知り得た情報の守秘義務
 - ix. 再委託に関する制限事項の遵守
 - x. 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
 - xi. 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
 - xii. 本市による監査及び検査

- xiii. 本市による情報セキュリティインシデント発生時の公表
- xiv. 教育情報セキュリティが遵守されなかった場合の規定（損害賠償等）
 - （オ）委託事業者が重要情報を提供する場合は、秘密保持契約（NDA）の締結
- ② 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託実施までに、委託の前提条件として、以下を全て含む事項の実施を委託事業者求めなければならない。
 - （ア）仕様に準拠した提案
 - （イ）契約の締結
 - （ウ）委託事業者において重要情報を取り扱う場合は、秘密保持契約（NDA）の締結

3. 業務委託実施期間中の対策

- ① 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託の実施期間において、以下を全て含む対策を実施しなければならない。
 - （ア）委託判断基準に従った重要情報の提供
 - （イ）契約に基づき委託事業者が実施させる情報セキュリティ対策の履行状況の定期的な確認及び措置の実施
 - （ウ）統括教育情報セキュリティ責任者へ措置内容の報告（重要度に応じてCISOに報告）
 - （エ）委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を職員等より受けた場合における、委託事業の一時中断などの必要な措置を含む、契約に基づく対処の要求
- ② 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託の実施機関において、以下を全て含む対策の実施を委託事業者求めなければならない。
 - （ア）情報の適正な取扱いのための情報セキュリティ対策
 - （イ）契約に基づき委託事業者が実施する情報セキュリティ対策の履行状況の定期的な報告
 - （ウ）委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合における、委託事業の一時中断などの必要な措置を含む対処

4. 業務委託終了時の対策

- ① 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託の終了に際して、以下を全て含む対策を実施しなければならない。
 - （ア）業務委託の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことの確認を含む検収
 - （イ）委託事業者が提供した情報を含め、委託事業者において取り扱われた情報が確実に返却、廃棄又は抹消されたことの確認
- ② 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託の終了に際して、以下を全て含む対策の実施を委託事業者求めなければならない。

- (ア) 業務委託の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことの報告を含む検収の受検
- (イ) 提供を受けた情報を含め、委託業務において取り扱った情報の返却、廃棄又は抹消

第2項 情報システムに関する業務委託

1. 情報システムに関する業務委託における共通的对策

教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、情報システムに関する業務委託の実施までに、情報システムに本市教育委員会の意図せざる変更が加えられないための対策に係る選定条件を委託事業者の選定条件に加え、仕様を策定しなければならない。

2. 情報システムの構築を業務委託する場合の対策

教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、情報システムの構築を業務委託する場合は、契約に基づき、以下を全て含む対策の実施を委託事業者に求めなければならない。

- ① 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
- ② 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
- ③ 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

3. 情報システムの運用・保守を業務委託する場合の対策

- ① 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件について、契約に基づき、委託事業者の実施を求めなければならない。
- ② 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、委託事業者が実施する情報システムに対する情報セキュリティ対策を適切に把握するため、当該対策による情報システムの変更内容について、契約に基づき、委託事業者に速やかな報告を求めなければならない。

4. 本市教育委員会向けに情報システムの一部の機能を提供するサービスを利用する場合の対策

- ① 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、外部の一般の者が本市教育委員会向けに重要情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス（クラウドサービスを除く。以下「業務委託サービス」という。）を利用するため、情報システムに関する業務委託を実施する場合は、委託事業者の選定条件に業務委託サービスに特有の選定条件を加えなければならない。
- ② 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託サービスに係るセキュリティ要件を定め、業務委託サービスを選定しなければならない。
- ③ 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、委託事業者の

- 信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。
- ④ 教育情報セキュリティ責任者及び教育情報システム管理者は、業務委託サービスを利用する場合には、統括教育情報セキュリティ責任者へ当該サービスの利用申請を行わなければならない。
 - ⑤ 統括教育情報セキュリティ責任者は、業務委託サービスの利用申請を受けた場合は、当該利用申請を審査し、利用の可否を決定しなければならない。
 - ⑥ 統括教育情報セキュリティ責任者は、業務委託サービスの利用申請を承認した場合は、承認済業務委託サービスとして記録し、業務委託サービス管理者を指名しなければならない。

第3項 外部サービス（クラウドサービス）の利用 （重要性Ⅱ以上の情報を取り扱う場合）

1. クラウドサービスの選定に係る規定の整備

教育情報セキュリティ責任者は、重要度Ⅱ以上の情報を取り扱う場合、以下を含む外部のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）の選定に関する規定を整備しなくてはならない。

- ① クラウドサービスを利用可能な業務及び情報システムの範囲並びに情報の取扱いを許可する場所を判断する基準（以下、「クラウドサービス利用判断基準」という。）
- ② クラウドサービス提供者の選定基準
- ③ クラウドサービスの利用申請と許可権限者と利用手続
- ④ クラウドサービス管理者の指名とクラウドサービスの利用状況の管理

2. クラウドサービスの利用に係る規定の整備

教育情報セキュリティ責任者は、重要度Ⅱ以上の情報を取り扱う場合、市の情報セキュリティ対策基準に従ってクラウドサービスの利用に係る規定を整備しなければならない。

3. クラウドサービスの選定

- ① 教育情報システム管理者は、クラウドサービスで取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、クラウドサービス利用判断基準に従って、業務に係る影響度を検討した上でクラウドサービスの利用を検討しなければならない。
- ② 教育情報システム管理者は、クラウドサービスで取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、クラウドサービス提供者の選定基準に従ってクラウドサービス提供者を選定しなければならない。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策をクラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。
 - (ア) クラウドサービスの利用を通じて本市教育委員会が取り扱う情報のクラウドサービス提供者における目的外利用の禁止
 - (イ) クラウドサービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - (ウ) クラウドサービス提供に当たり、クラウドサービス提供自社若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、本市教育委員会の意図しな

い変更が加えられないための管理体制

(エ) クラウドサービス提供者の資本関係・役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・検収実績等）・実績及び国籍に関する情報提供並びに調達仕様書による施設の場所やリージョンの指定

(オ) 情報セキュリティインシデントへの対処方法

(カ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

(キ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

③ 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、クラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。

④ 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの利用を通じて本市教育委員会が取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容をクラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。

(ア) 情報セキュリティ監査の受け入れ

(イ) サービスレベルの保証

⑤ 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの利用を通じて本市教育委員会が取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価してクラウドサービス提供者を選定し、必要に応じて本市教育委員会の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含めなければならない。

⑥ 教育情報システム管理者は、クラウドサービス提供者がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、クラウドサービス提供者の選定条件で求める内容をクラウドサービス提供者に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を本市教育委員会に提供し、本市教育委員会の承認を受けるよう、クラウドサービス提供者の選定条件に含めなければならない。また、クラウドサービス利用判断基準及びクラウドサービス提供者の選定基準に従って再委託の承認の可否を判断しなければならない。

⑦ 教育情報システム管理者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じて、セキュリティに係る国際規格と同等の水準を求める等の内容を含んだセキュリティ要件を定め、クラウドサービスを選定しなければならない。

⑧ 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの特性を考慮した上で、クラウドサービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえて、以下を全て含むセキュリティ要件を定めなければならない。

(ア) クラウドサービスに求める情報セキュリティ対策

(イ) クラウドサービスで取り扱う情報が保存される国・地域及び廃棄の方法

(ウ) クラウドサービスに求めるサービスレベル

⑨ 教育情報システム管理者は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各

種認定・認証制度の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。

4. クラウドサービスの利用に係る調達・契約

- ① 教育情報システム管理者は、クラウドサービスを調達する場合は、クラウドサービスの選定時に定めたセキュリティ要件を調達仕様に含めなければならない。
- ② 教育情報システム管理者は、クラウドサービスを調達する場合は、クラウドサービス提供者及びクラウドサービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容を契約に含めなければならない。

5. クラウドサービスの利用承認

- ① 教育情報システム管理者は、クラウドサービスを利用する場合には、利用申請の許可権限者へクラウドサービスの利用申請を行わなければならない。
- ② 利用申請の許可権限者は、クラウドサービスの利用申請を承認した場合は、承認済みクラウドサービスとして記録し、クラウドサービス管理者を指名しなければならない。

6. クラウドサービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策

- ① 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、以下を含むクラウドサービスを利用して情報システムを構築する際のセキュリティ対策を規定しなければならない。
 - (ア) 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御
 - (イ) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - (ウ) 開発時におけるセキュリティ対策
 - (エ) 設計・設定時の誤り防止
- ② クラウドサービス管理者は、情報システムにおいてクラウドサービスを利用する際には、情報システム台帳及び関連文書に記録又は記載しなければならない。なお、情報システム台帳に記録又は記載した場合は、統括教育情報セキュリティ責任者へ報告しなければならない。
- ③ クラウドサービス管理者は、クラウドサービスの情報セキュリティ対策を実施するために必要となる文書として、クラウドサービスの運用開始前までに以下の全ての実施手順を整備しなければならない。
 - (ア) クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順
 - (イ) クラウドサービスを利用した情報システムの運用・監視中における情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順
 - (ウ) 利用するクラウドサービスが停止又は利用できなくなった際の復旧手順
- ④ クラウドサービス管理者は、前項において定める規定に対し、構築時に実施状況を確認・記録しなければならない。

7. クラウドサービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策

- ① 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考

え方を踏まえ、以下を含むクラウドサービスを利用して情報システムを運用する際のセキュリティ対策を規定しなければならない。

- (ア) クラウドサービスの利用方針の規定
 - (イ) クラウドサービス利用に必要な教育
 - (ウ) 取り扱う資産の管理
 - (エ) 不正アクセスを防止するためのアクセス制御
 - (オ) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - (カ) クラウドサービス内の通信の制御
 - (キ) 設計・設定時の誤りの防止
 - (ク) クラウドサービスを利用した情報システムの事業継続
- ② クラウドサービス管理者は、クラウドサービスの運用・保守時に情報セキュリティ対策を実施するために必要となる項目等で修正又は変更等が発生した場合、情報システム台帳及び関連文書を更新又は修正し、統括教育情報セキュリティ責任者へ報告しなければならない。
 - ③ クラウドサービス管理者は、クラウドサービスの情報セキュリティ対策について新たな脅威の出現、運用、監視等の状況により見直しを適時検討し、必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、クラウドサービスで発生したインシデントを認知した際の対処手順を整備しなければならない。
 - ⑤ クラウドサービス管理者は、前各項において定める規定に対し、運用・保守時に実施状況を定期的に確認・記録しなければならない。
8. クラウドサービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策
- ① 教育情報システム管理者は、クラウドサービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、以下を含むクラウドサービスの利用を終了する際のセキュリティ対策を規定しなければならない。
 - (ア) クラウドサービスの利用終了時における対策
 - (イ) クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
 - (ウ) クラウドサービスの利用のために作成したアカウントの廃棄
 - ② クラウドサービス管理者は、前項において定める規定に対し、クラウドサービスの利用終了時に実施状況を確認・記録しなければならない。

第4項 外部サービス（クラウドサービス）の利用 （重要性Ⅱ以上の情報を取り扱わない場合）

1. クラウドサービスの利用に係る規定の整備

教育情報システム管理者は、重要性Ⅱ以上の情報を取り扱わない場合、以下を含むクラウドサービスの利用に関する規定を整備しなければならない。

- ① クラウドサービスを利用可能な業務の範囲
- ② クラウドサービスの利用申請の許可権限者と利用手続き
- ③ クラウドサービス管理者の指名とクラウドサービスの利用状況の管理

④ クラウドサービスの利用時の運用手順

2. クラウドサービスの利用における対策の実施

- ① 教職員等は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で重要性Ⅱ以上の情報を取り扱わない場合のクラウドサービスの利用を申請しなければならない。また、承認時に指名されたクラウドサービス管理者は、当該クラウドサービスの利用において適切な措置を講じなければならない。
- ② クラウドサービス利用許可権限者は、教職員等によるクラウドサービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定しなければならない。また、利用しているクラウドサービスを記録しなければならない。

第7章 自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、以下のとおり情報セキュリティ自己点検を実施しなければならない。

1. 四半期ごとに、各校及び教育委員会において、チェックリストに基づく自己点検を実施しなければならない。自己点検に用いるチェックリストは別途情報セキュリティ実施手順で定める。
2. 年ごとに、各校の学校教育情報セキュリティ管理者及び教育情報システム担当者は、自己点検結果を教育情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

第8章 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直さなければならない。

教育情報セキュリティ委員会は、自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等について毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認めた場合、改善を行わなければならない。

議案第20号

「朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱」の策定について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱を策定することについて、議決を求める。

令和7年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

○朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱

令和7年3月25日要綱

朝霞市教育情報セキュリティ委員会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市教育委員会並びに朝霞市立小学校及び中学校で取り扱う教育情報の機密性、完全性及び可用性の維持に関する施策（以下「朝霞市教育情報セキュリティ対策基準」という。）を機動的かつ総合的に推進するため、朝霞市教育情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 朝霞市教育情報セキュリティ対策基準の策定、運用、評価及び見直しに関すること。
- (2) 情報セキュリティに係る職員の研修に関すること。
- (3) 情報セキュリティ事故への対応、原因究明及び再発防止策の検討に関すること。
- (4) その他情報資産に関するセキュリティ対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副委員長は、教育長をもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員及び識見を有する者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年〇月〇日から施行する。

別表（第3条関係）

学校教育部長
教育総務課長
教育管理課長
教育指導課長
学校給食課長
小学校長
中学校長

議案第21号

令和7年度朝霞市教育委員会重点施策について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、本市教育行政の基本方針たる令和7年度朝霞市教育委員会重点施策を別紙のように定めることについて、議決を求める。

令和7年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

令和7年度朝霞市教育委員会重点施策 ～心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育～

朝霞市においては、令和3年度から「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を基本理念とする第2期朝霞市教育振興基本計画がスタートしています。

朝霞市教育委員会では、この計画の実効性を一層高めるために、下記のとおり10の基本目標とそれに位置づけられた施策に沿って教育行政を推進してまいります。

記

- 1 朝霞の次代を担う人材の育成
 - (1) 豊かな心を育む教育の推進
 - (2) いじめ・不登校対策の推進
 - (3) 人権を尊重した教育の推進
 - (4) 生徒指導・教育相談の充実
 - (5) 体力の向上と学校体育活動の推進
 - (6) 健康の保持・増進
 - (7) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進
- 2 確かな学力と自立する力の育成
 - (1) 確かな学力の育成
 - (2) 進路指導・キャリア教育の推進
 - (3) 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
 - (4) 技術革新に対応する教育の推進
 - (5) 主体的に社会の形成に参画する力の育成
 - (6) 共生社会を目指した支援・指導の充実
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実
 - (1) 教職員の資質・能力の向上
 - (2) 子どもたちの安全・安心の確保
 - (3) 快適な教育環境の整備充実
- 4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進
 - (1) 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上
- 5 生涯学習活動の推進
 - (1) 生涯学習推進体制の充実
 - (2) 学習情報の提供と学習機会の充実
 - (3) 団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用
 - (4) 生涯学習施設の整備充実
- 6 学びを支える環境の充実
 - (1) 学習活動の支援・充実
 - (2) 利用しやすい施設の提供

- 7 スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - (1) 推進体制の充実
 - (2) 活動情報の提供の充実
 - (3) スポーツ事業の充実
 - (4) 団体、指導者の育成・支援と交流の促進
- 8 利用しやすい施設の提供
 - (1) 利用しやすい施設の整備
 - (2) 利用しやすい施設の運営
- 9 歴史や伝統の保護・活用
 - (1) 文化財の保護・活用・伝承支援
 - (2) 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
 - (3) 小中学校等と連携した学習活動
- 10 芸術文化の振興
 - (1) 芸術文化の活動の充実支援
 - (2) 発表と鑑賞の機会の充実支援

◇朝霞市教育振興基本計画に基づく令和7年度の主な事業◇

1 朝霞の次代を担う人材の育成

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 豊かな心を育む教育の推進	・ 道徳教育の充実 ・ 規律ある態度の育成 ・ 体験活動などの推進 ・ 読書活動の推進	・ 朝霞市道徳教育推進教師・道徳主任研修会授業研究会 ・ 「彩の国の道徳」、「学級づくりの羅針盤」、「匠の技」の活用 ・ 豊かな心を育てる体験活動や実践的活動の充実 ・ 朝読書の推進 ・ 司書教諭、学校図書館支援員等合同研修会の実施
(2) いじめ・不登校対策の推進	・ いじめ防止対策の推進 ・ 教育相談体制の充実 ・ 不登校児童生徒への支援 ・ 家庭・地域・関係諸機関との連携 ・ 様々な人権課題に対応した教育の充実 ・ 不登校児童生徒への学びの機会提供	・ 朝霞市いじめ防止等のための基本的な方針の運用 ・ 各学校による「いじめ防止基本方針」に基づいた取組の推進 ・ 月毎の「いじめに関する調査」の実施 ・ 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会の開催 ・ 朝霞市いじめ問題専門委員会の開催 ・ 朝霞市いじめ問題調査委員会との連携 ・ 「いじめ防止月間」(10,11月)の実施 ・ 「いじめに関する保護者アンケート」の実施 ・ 「心と生活アンケート」の実施 ・ 「いじめ不登校対策会議」の実施

		・ いじめ問題に対応する校内組織の活用 ・ スクールソーシャルワーカー活用事業 ・ 教育相談活動の一層の充実 ・ 教育相談活動における小中連携の推進 ・ 朝霞市不登校児童生徒支援連絡協議会の開催 ・ <u>朝霞第六小学校にスペシャル・サポートルーム（SSR）を設置</u>
(3) 人権を尊重した教育の推進	・ 学校教育における人権教育の推進 ・ 庁内関係課と連携した人権活動の推進 ・ 児童虐待防止教育の推進 ・ 様々な人権課題に対応した教育の充実	・ 人権感覚育成プログラムの活用 ・ 人権教育主任研修会の充実 ・ 現地研修会の実施 ・ 人権の花運動、人権作文、人権メッセージへの積極的な参加 ・ 児童虐待対応研修会等への積極的な参加 ・ 男女平等教育の推進 ・ L G B T Qを始めとする性的マイノリティに係る理解及び対応研修の充実 ・ 新たな人権課題に対応した人権教育全体計画、年間指導計画の作成、見直し ・ <u>教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針検討会議の開催</u> ・ <u>朝霞市教職員による犯罪被害者支援補助金交付制度の実施</u>
(4) 生徒指導・教育相談の充実	・ 生徒指導体制の充実 ・ 家庭・地域・関係諸機関との連携 ・ 子どもの課題に応じた支援策の推進 ・ 教育相談体制の充実	・ 小中連携推進事業の充実 ・ 小中一貫教育実施に向けた研究の推進 ・ 非行防止教室の実施 ・ 生徒指導委員会の充実 ・ 教育相談主任研修会の充実 ・ 生徒指導・教育相談中級研修会の実施 ・ 家庭及び児童相談所、警察署などの関係諸機関・関係各課との連携推進 ・ 朝霞市子ども相談室との連携推進 ・ 子ども相談室における発達相談・発達検査の実施
(5) 体力の向上と学校体育活動の推進	・ 児童生徒の体力の向上 ・ 学校体育の充実 ・ 部活動の地域移行	・ 新体力テストの分析と活用 ・ 各校における体力向上推進委員会の充実 ・ 朝霞市体力向上推進委員会授業研究会 ・ 小体連、中体連との連携 ・ 地域人材活用支援員（外部指導者）の活用 ・ 部活動の在り方検討会議の開催
(6) 健康の保持・	・ 健康教育の充実 ・ 学校保健活動の充実 ・ 食に関する指導、食育の推進	・ 養護教諭研究協議会の実施 ・ 「薬物乱用防止教室」の実施 ・ 「早寝早起き朝ごはんしっかり食べる朝霞

増進	・ 児童生徒の健康の保持増進	の子」啓発リーフレット作成 ・ 栄養教諭、学校栄養職員と連携した「食に関する指導」の充実 ・ 児童生徒の健康診断の実施
(7) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進	・ 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進	・ 幼児教育振興協議会の開催 ・ 保、幼、小連携に向けての協議 ・ 小学校授業公開の実施 ・ 保育園・幼稚園見学と情報交換会の実施 ・ 小学校入学に係る保幼小連絡会の開催

2 確かな学力と自立する力の育成

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 確かな学力の育成	・ 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践 ・ 指導方法の工夫改善 ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の推進 ・ 探究的学習の推進 ・ 小・中学校9年間の一貫した教育の推進 ・ 読書活動の推進	・ 年間指導計画の点検 ・ 年間授業時数の適正な管理 ・ 個別最適な学びと協働的な学びの推進 ・ 各教科等授業研究会開催 ・ 全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査結果分析を踏まえた学力向上プランに基づく授業改善 ・ 学力向上推進委員会の開催 ・ 低学年補助教員、あさか・スクールサポーターを活用した確かな学力の育成 ・ 朝霞市理科支援員の小学校配置 ・ 「わくわく科学体験教室」の実施
(2) 進路指導・キャリア教育の推進	・ 進路指導の充実 ・ キャリア教育の推進	・ 進路指導主事会の開催 ・ 進路指導上の成果と課題とりまとめ ・ 中学生社会体験チャレンジの実施
(3) 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	・ 伝統と文化を尊重する教育の推進 ・ 英語を始めとした外国語教育の推進 ・ 日本人帰国児童生徒・外国人児童生徒への支援	・ 英語指導助手と連携した外国語教育の推進 ・ 国際理解教育主任研修会（外国語活動・外国語科主任研修会）の実施 ・ 日本語指導支援員を配置し日本語の習得をサポート ・ 「英語・わくわくサマーフェスティバル」の実施

(4) 技術革新に対応する教育の推進	・ デジタル学習基盤の効果的な活用 ・ 情報を選択し、活用する力の育成 ・ <u>児童生徒のタブレット端末の安心安全な利用促進</u>	・ AI オンラインドリル等（すららドリル・ロイロノート）の活用 ・ 授業研究会の実施 ・ 教育用 I C T 機器の整備・活用 ・ 小・中学校プログラミング教育の推進 ・ 情報教育主任研修会の実施 ・ 情報モラル研修会の実施 ・ I C T 推進リーダーの委嘱 ・ I C T 支援員の配置
(5) 主体的に社会の形成に参画する力の育成	・ 主権者教育の推進 ・ 消費者教育の推進 ・ 環境教育の推進 ・ 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進	・ エコライフ DAY への参加 ・ 地域環境を生かした環境教育の推進 ・ 関係諸機関や家庭・地域との連携の推進 ・ S D G s の視点を踏まえた授業実践
(6) 共生社会を目指した支援・指導の充実	・ 共生社会を目指した多様な学びの場の充実 ・ 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進 ・ 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進	・ 児童会活動・生徒会活動等と連携したボランティア・福祉教育の一層の充実 ・ 学校、家庭、地域が連携したボランティア・福祉教育の推進 ・ S D G s の視点を踏まえた授業実践 ・ 就学相談の実施と就学支援委員会の開催 ・ 「就学相談マニュアル」「通級による指導の手引」の活用 ・ <u>通級指導教室の充実（朝霞第九小学校に発達障害・情緒障害開設）</u> ・ 臨床心理士、保健師、指導主事による専門家チームの巡回相談の実施 ・ 特別支援教育の推進に係る研修会の実施 ・ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催 ・ 特別支援学級授業研究会の実施 ・ 朝霞市小・中学校特別支援学級なかよし発表会、なかよし作品展の開催 ・ 個別の教育支援・指導計画の充実 ・ 特別支援学級補助員の配置 ・ 通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員の効果的な活用

3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 教職員の資質・能力の向上	・教職員研修と調査研究の充実 ・指導技術の共有の推進	・学校訪問の充実 ・学校訪問における朝霞市小中学校教科等指導員の活用 ・教育研究奨励費受給者研修会の実施 ・研究開発学校助成事業の実施 ・朝霞市研究開発学校指定 研究発表 朝霞第二中学校11月5日(水)発表 朝霞第五小学校10月31日(金)発表 朝霞第六小学校11月19日(水)発表 ・校内研修助成事業の実施 ・各教科等の授業研究会の実施 ・あさか・スクールサポーター及び低学年補助教員の資質向上 ・人事評価を活用した人材育成 ・「あさか教師塾」の実施 ・教職員事故防止に向けた研修の実施 ・各種主任研修会の充実 ・学校業務アシスタントの配置
(2) 子どもたちの安全・安心の確保	・安全教育の推進 ・地域ぐるみの学校安全体制の推進	・危機管理マニュアルの適切な見直し ・緊急地震速報を用いた避難訓練の実施 ・災害時における応急教育の実施に向けた体制の確立 ・交通安全教室及び子ども自転車運転実技試験の実施 ・地震体験車の活用
(3) 快適な教育環境の整備充実	・学校施設の整備推進 ・教材、図書等の整備推進 ・中学校自由選択制度並びに特認校制度の実施 ・教職員の健康の保持増進 ・就学に対する援助の充実 ・教育ネットワーク環境の更新 ・教職員の負担軽減	・学校施設長寿命化基本方針の改訂 ・朝霞第十小学校大規模改修工事 ・オンライン学習の推進 ・中学校自由選択制度の実施 ・特認校制度の実施 ・就学援助制度の実施 ・貸付(入学準備金・奨学金)の実施 ・3人目以降の学校給食費無償化の実施 ・教職員の健康診断の実施 ・校務支援システムの本格活用

4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上	・コミュニティ・スクールの推進 ・学校応援団の活動の充実 ・地域ぐるみの学校安全体制の推進 ・家庭教育の充実の支援 ・青少年健全育成の推進 ・学校体育施設の開放 ・部活動の地域移行（再掲）	・地域見守り活動の充実 ・スクールガード養成講習会の実施 ・各学校における学校応援団の取組の推進 ・特色ある学校づくり支援事業 ・地域人材活用支援員の活用 ・地域の人材を活用した学校ファームの展開 ・学校評価を活用した学校運営の充実 ・朝霞市ふれあい推進事業 ・家庭教育学級推進事業 ・放課後子ども教室事業 ・地域活動団体等への学校体育施設貸出事業 ・コミュニティ・スクールの推進 ・学校ホームページの充実 ・部活動の在り方検討会議の開催（再掲）

5 生涯学習活動の推進

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 生涯学習推進体制の充実	・生涯学習推進体制の充実 ・多世代での交流・学習活動の推進 ・公共施設の活用の充実 ・庁内関係課と連携した人権活動の推進	・第3次朝霞市生涯学習計画の推進 ・成人の日記念式典事業の実施 ・市民人権教育研修会等、各種人権教育研修会の実施
(2) 学習情報の提供と学習機会の充実	・生涯学習情報の提供の充実 ・生涯学習を始めたい人への支援の充実 ・多様な学びの機会の提供の推進 ・民間施設との連携の推進 ・子どもたちの居場所づくりの推進 ・家庭教育の充実の支援	・広報、HP等の活用 ・生涯学習ハンドブック「コンパス」発行 ・生涯学習体験教室の実施 ・子ども大学あさかの実施 ・あさか学習おとどけ講座の実施 ・放課後子ども教室の実施 ・家庭教育学級推進事業

(3) 団体、 学習グ ループ の支援 とリー ダーの 育成・ 活用	・団体、学習グループへの支援の充実 ・リーダーの育成・活用 ・学習相談の充実	・生涯学習推進に関する各種補助金交付事業 ・生涯学習ボランティアバンク ・市民企画講座実施団体への支援
--	--	---

6 学びを支える環境の充実

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 学習活 動の支 援・充 実	・公民館の充実 ・図書館の充実 ・博物館の充実 ・学習相談の充実 ・発表と鑑賞の機会の充実支援	・公民館主催事業の実施 ・公民館まつりの開催 ・図書館資料の充実と資料展示等による読書情報の提供、多様な講座・イベントの開催 ・博物館運営事業 ※生涯学習ガイドブック・コンパスを発行し、各施設で開催されている講座等の情報を発信し各施設等との連携を図る。
(2) 利用し やすい 施設の 提供	・公民館・図書館・博物館の整備推進	・公民館施設管理事業 ・中央公民館、コミュニティセンター長寿命化改修工事 ・南朝霞公民館空気調和設備改修工事 ・図書館管理事業 ・博物館管理事業

7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 推進体 制の充 実	・地域全体での推進体制の整備 ・民間施設との連携の推進	・オリンピックレガシー事業の実施 ・市民総合スポーツ大会の実施 ・スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ関係団体等との連携によるスポーツ・レクリエーション活動の推進

(2) 活動情報 の提供の 充実	・活動情報の提供の充実 ・生涯学習情報の提供の充実	・広報、HP等の情報ツールを活用し、情報提供の充実を図る。 ・生涯学習ハンドブック「コンパス」発行
(3) スポーツ 事業の 充実	・スポーツ行事の充実 ・活動情報の提供の充実 ・公共施設の活用の充実	・市民総合スポーツ大会の実施 ・ロードレース大会の実施 ・各種スポーツ教室の実施 ・広報、HP等の活用
(4) 団体、 指導者 の育成・ 支援と交 流の促進	・人材の育成と交流の促進	・スポーツ団体等への補助金の交付 ・スポーツ指導者の育成を目的とする各種研修会等の情報提供

8 利用しやすい施設の提供

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 利用し やすい 施設の 整備	・スポーツ施設の整備推進	(・公園体育施設改修事業の実施)
(2) 利用し やすい 施設の 運営	・スポーツ施設の充実 ・学校施設の開放	・指定管理者による施設運営の実施 ・溝沼子どもプールの運営 ・学校体育施設開放事業の実施

9 歴史や伝統の保護・活用

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 文化財 保護・ 活用・ 伝承支 援	・文化財の保護・活用 ・郷土芸能の保護・活用・伝承支援	・旧高橋家住宅活用事業 ・市内開発事業に伴う埋蔵文化財確認・試掘調査 ・市内遺跡発掘調査報告書の刊行

(2) 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開	・地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開	・第38回企画展 ※前年度からの継続事業 (会期：令和7年3月8日から令和7年5月6日まで) ・第39回企画展 ・調査報告の刊行 ・地域に関する継続的な調査研究 ・講座・講演会の開催
(3) 小中学校等と連携した学習活動	・小・中学校等と連携した学習活動 ・伝統と文化を尊重する教育の推進	・博学連携事業

10 芸術文化の振興

施策	主な取組	令和7年度の主な事業
(1) 芸術文化の活動の充実支援	・芸術と文化の香りあふれるまちづくりに向けた学習の支援 ・リーダーの育成・活用 ・芸術文化活動の充実支援	・文化協会補助金 ・文化祭補助金 ・市民芸能まつり補助金 ・芸術文化展補助金
(2) 発表と鑑賞の機会の充実	・発表と鑑賞の機会の充実支援	・芸術文化展、市民芸能まつり、文化祭事業実施

議案第22号

朝霞市学校給食運営審議会への諮問について

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、朝霞市学校給食運営審議会に諮問することについて議決を求める。

令和7年3月25日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市学校給食運営審議会への諮問について

1. 諮問事項

学校給食費の見直しについて

2. 諮問の理由

現在の学校給食費は、直近の令和5年4月に改定を実施している。これは、新型コロナウイルス感染拡大による物流の遅れやウクライナ情勢などによる原油価格の高騰など、様々な世界情勢や国内における輸送費の増大等を見込み改定を行ったものである。

しかしながら、今もなお消費者物価指数の上昇が留まることなく続いており、学校給食用物資も例外なく上昇の一途であり、先行き不安な状況が続いている。

よって、長期化する物価高騰が想定される局面において、今後も児童生徒に安全・安心でおいしい魅力ある給食を提供し、さらに食育の充実を図っていくため、小学校及び中学校の学校給食費の見直しについて、「朝霞市学校給食運営審議会」に諮問するものである。

3. その他

参考資料（別紙のとおり）

近隣3市との給食費の比較

令和7年3月時点（単位：円）

市名	学校	現在			備考
		月額（円）	補助/支援額	保護者負担（円）	
朝霞市	小学校	4,700	500	4,200	
	中学校	5,300	500	4,800	
志木市	小学校	5,610	680	4,590	※志木市は食数に応じて徴収のため、 月額＝平均17日×一食単価(円)で算出
	中学校	6,630	850	5,270	
和光市	小学校	4,800	250	4,550	
	中学校	5,900	500	5,400	
新座市	小学校	4,500	500	4,000	※令和7年4月から改定予定
	中学校	5,300	600	4,700	

【一食あたりの単価】（単位：円）

市名	学校	現在
朝霞市	小学校	280
	中学校	315
志木市	小学校	330
	中学校	390
和光市	小学校	285
	中学校	350
新座市	小学校	270
	中学校	320